第 4 章 次世代育成支援の総合的展開

I 子どもの権利を尊重する社会づくり

1 子どもの権利の尊重

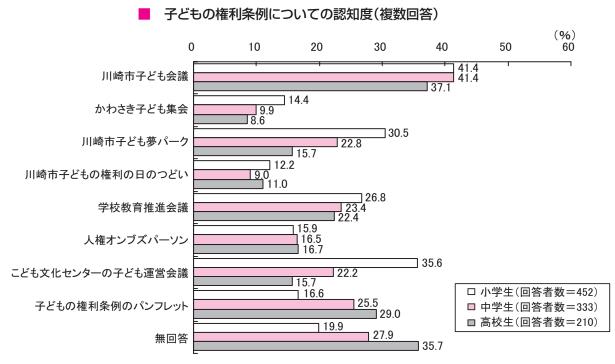
【現状と課題】

少子化の急速な進展は、我が国社会経済への影響のみならず、子どもの育ちや子どもを育てる環境 にも大きな影響を及ぼしています。また、いじめや児童虐待などの子どもに対する人権侵害は、増加 傾向にあります。

川崎市では、平成 12 年に全国に先駆けて「子どもの権利条例」を制定し、子どもの参加活動をさらに進めるために、平成 14 年から「川崎市子ども会議」を設置しました。また、同年 4 月には子どもの権利侵害に対する相談救済のための「人権オンブズパーソン」を設置しました。さらに、子どもの権利が生かされる象徴的な活動の場として、平成 15 年 7 月には「川崎市子ども夢パーク」を開設するなど、子どもの権利条例に基づく取組を行ってきました。

また、すべての市立学校において「学校教育推進会議」を開催し、開かれた学校づくりと、子どもの参加活動を進めています。

本市では、子どもの権利条例制定後、3年おきに「川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利を保障するための施策を推進してきましたが、今後さらに「子どもの権利の考え方」を広く普及させるため、わかりやすく条例の内容を解説したパンフレットや、学校の授業の中で子どもが話し合うなど、子どもの権利条例や子どもの権利について、子どもだけでなく大人も理解を深められるよう、普及・啓発活動に取組むことが必要になっています。



資料:川崎市「川崎市子どもの意識調査報告書」平成21年3月

■ 子どもの権利条例に基づく事業の認知度の経年変化(複数回答)

(単位:%)

| 区分 | 回答者数(人) | 権利の日 | 川崎市子ども会議 | パーク | 学校教育推進会議 | 人権オンブズパー | 利委員会 | ジ「こどもページ」 | 一つも知らない | 無回答 |
|---------|---------|------|----------|------|----------|----------|------|-----------|---------|------|
| 平成 14年 | 2,061 | 15.8 | 43.9 | 13.2 | 7.7 | 4.8 | 15.4 | | | 39.5 |
| 平成 17 年 | 1,711 | 15.2 | 36.4 | 15.5 | 12.4 | 13.1 | 9.1 | 11.5 | 39.7 | 1.4 |
| 平成 20 年 | 1,847 | 15.6 | 26.0 | 19.3 | 12.3 | 13.3 | 6.2 | 9.9 | 40.7 | 6.7 |

(注) 平成 14年の調査では、斜線の選択肢を質問していない。

資料:川崎市「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」平成 20 年 10 月

川崎市における児童虐待相談・通告件数は、平成 20 年度には 724 件を数え、児童虐待防止法制 定直前の平成 11 年度に比べて約 4.3 倍に増加しています。また、児童虐待の種別をみると、身体的 虐待、ネグレクト(養育の怠慢、放棄)、心理的虐待が急増しています。

「二一ズ調査結果」においても、子どもを虐待していると思うことが"ある"と回答した人は約2割を占めていました。本市では、児童虐待を未然に防止するための方策として、電話相談にフリーダイヤルを導入し、相談員を増員するとともに、増加する一時保護に対応するため、平成21年に中央児童相談所の一時保護所の分室を開設し、要保護児童への対応を強化しました。

児童虐待は、多くが家庭内で起こるため外部からは見えにくいことが多く、発見が遅れると命に関わることもあります。虐待を未然に防ぎ、早期に発見するには、子どもに関わる施設等の職員や市民一人ひとりの意識向上と見守りが大切です。今後とも啓発と広報に努めるとともに、相談体制の充実や関係機関同士の連携を図るなどの児童虐待防止対策を充実することが求められています。

■ 虐待種別相談・通告件数の推移

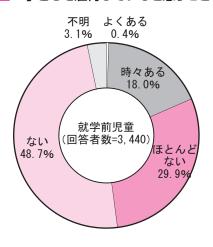
(単位:件)

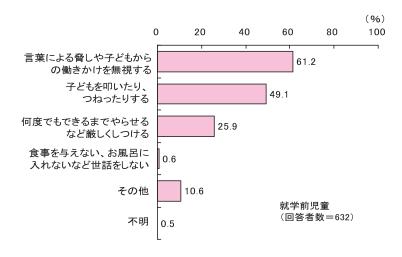
| 区 分 | 身体的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 心理的虐待 | 合 計 |
|----------|-------|-------|------|-------|-----|
| 平成11年度 | 64 | 73 | 4 | 29 | 170 |
| 平成 12 年度 | 163 | 160 | 9 | 32 | 364 |
| 平成 13 年度 | 161 | 188 | 10 | 76 | 435 |
| 平成 14 年度 | 150 | 144 | 8 | 32 | 334 |
| 平成 15 年度 | 160 | 137 | 9 | 74 | 380 |
| 平成 16 年度 | 178 | 163 | 9 | 98 | 448 |
| 平成 17 年度 | 181 | 163 | 12 | 109 | 465 |
| 平成 18 年度 | 198 | 198 | 8 | 160 | 564 |
| 平成 19 年度 | 159 | 180 | 5 | 149 | 493 |
| 平成 20 年度 | 263 | 226 | 12 | 223 | 724 |

資料:川崎市市民・こども局こども本部作成資料

■ 子どもを虐待していると思うこと

■ 子どもを虐待していると思うとき(複数回答)





(注) 上記のグラフは、就学前児童の保護者が対象である。

資料:川崎市「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」平成21年3月

一方、本市は、歴史的な経緯により居住している在日韓国・朝鮮人の市民をはじめ、多くの外国人市民が居住する都市です。さまざまな文化を持った子どもが、互いに尊重し合い、地域でともに生きることができる環境づくりを進めていくことが必要になっています。

【施策展開の方向性】

- 子どもの権利や子どもの権利条例についての普及・啓発活動を強化して、子どもの権利の 尊重や参加の促進に向けた取組を進めます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のための対策を充実します。
- 多様な文化を持った市民や子どもが互いに理解しあい、支え合う社会づくりを目指します。

| 推進項目 | | 施策名 | 内 容 | 所管局 | |
|---------------------|---|---------------------------|---|---------|--|
| (1)子どもの権利 についての普 | | ①川崎子どもの権 利の日事業 | 広く市民に子どもの権利についての関心と理解を深めるため、関係団体や市民グループ等との連携を図り、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催するとともに、市民企画の講座やイベントなどを支援します。 | 市民・こども局 | |
| 及・啓発 | • | ②子どもの権利に ついての啓発・ 広報 | 子どもの権利に関する意識の向上を図るため、これまでの子どもを中心とした広報に加え、パンフレットの配布先の新規開拓や大人が集まる場所等での広報の方法を検討し、大人向けの広報を進めます。 | 市民・こども局 | |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-------------------------|------------------------------|---|-----------------------------------|
| (2)子どもの意見 | ①子どもの権利に 関する行動計画 の取組 | 子どもの権利に関する行動計画において、子ども の意見表明・参加を施策の方向性として位置づけ、 推進します。 | 市民・こども局 |
| 表明・参加の 促進 | ②子どもの参加を 促進するための 啓発・広報 | 市ホームページ等の媒体を通じて、子どもが参加 している事業等を子どもの興味をひくような方法 で紹介することによって、子どもの参加を促進す る「子どもの権利啓発事業」を実施します。 | 市民・こども局 |
| | ① 人権 オンブズパーソンの周知 | 子ども・親・関係機関に向け、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソンの広報を進め、周知に努めます。 | 市民オンブズマン事務局 |
| (3)子どもの権利 | ②相談窓口の周知 | 相談窓口や機関を記載したカード等を子ども等へ配布し、子ども自身と親が相談できる窓口について周知を図ります。また、児童養護施設等に入所する子どもに権利ノートを配布し、子ども自身の権利の確認や、権利が侵害された場合の相談の方法について周知を図ります。 | こども本部 市民オンブズマン 事務局 教育委員会 |
| 侵害に対する 相談支援体制 の充実 | ● ③虐待相談・通告 への初期対応の 充実 | 虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童 相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能 の充実を図ります。 | こども本部 |
| | ④人権尊重教育研 修事業の実施 | 保育園等に通う子ども一人ひとりの権利や個性が 尊重されるよう、関係職員が子どもの権利等につ いて学ぶ機会を充実します。 | こども本部 |
| | ⑤施設内虐待につ いての対応 | 施設内虐待を受けた子どもを救済するための仕組みづくりを進めるとともに、施設職員の対応方法等についてのガイドラインの作成や、施設内虐待の防止に向けた研修を実施します。 | こども本部 |
| | ①児童虐待問題対 策委員会の活動 の充実 | 児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会 における虐待防止に関する各事業の企画・運営を 推進します。 | こども本部 |
| (4)児童虐待防止 | ②要保護児童対策 地域協議会の活 動の充実 | 市及び各区に設置した要保護児童対策地域協議会 において、関係機関同士の情報共有と、連携の強 化を図り、児童虐待の防止に努めます。 | こども本部 |
| 対策の充実 | ③啓発活動の充実 | 児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関 との連携による虐待防止に向けた広報の充実を図 ります。 | こども本部 |
| | ④乳幼児虐待予防 教室の充実 | 区の保健福祉センターにおいて、育児不安を持つ 母親や子どもとの関係に悩む母親のための相談支 援や教室を充実します。 | こども本部 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-----------------|---------------------------|---|----------------|
| | ①多文化共生教育 の推進 | 「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市 民や異なる文化的背景の中で育った子どもが自分 たちの文化に対する自尊感情を育むと同時に、す べての子どもが異文化を理解し、尊重することで、 共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識 を醸成します。 | 教育委員会 |
| (5)多文化共生の 推進 | ②ふれあい館事業の充実 | 国籍・民族・言語・文化などの違いに関わらず、 すべての人々が互いに人権を尊重し合い、ともに 生きる地域社会の創造を目指すために、民族文化 についての講座や各種行事を行うふれあい館事業 を充実します。 | こども本部 教育委員会 |
| | ③日本語指導等協 力者派遣事業の 推進 | 海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るため、日本語指導等協力者を派遣します。また、派遣後の学習支援につなげるよう、関係機関のネットワークや日本語指導等協力者の研修を充実しながら支援を進めます。 | 教育委員会 |

□ ラム 「川崎市子どもの権利に関する条例」について

■ 制定の経過

「子ども権利条例」は、多くの市民や子どもの声でつくられました。"市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを"を合言葉に、約2年間、200回を超えるさまざまな会議や市民・子どもとの意見交換を行って「子どもの権利条例検討連絡会議」が条例の骨子案を市長に答申しました。市議会に提案した条例案は、この答申の趣旨を尊重してまとめたものです。子ども権利条例は、平成12年12月21日に市議会で成立し、平成13年4月1日から施行されています。

■ 子どもの権利とは

子どもの権利条例では、18歳未満の子どもは守られるだけの存在ではなく、権利の主体として位置づけられ、 一人の人間として尊重されます。その際、自分の権利と同様に他のものの権利を相互に尊重しあうことを明示しています。

具体的には、「①安心して生きる権利、②ありのままの自分でいる権利、③自分を守り、守られる権利、④自分を豊かにし、力づけられる権利、⑤自分で決める権利、⑥参加する権利、⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利」の7つの柱にまとめられました。

これらの子どもの権利は、「家庭」や「育ち・学ぶ施設」、「地域」において保障されることにより実現されます。

2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進

【現状と課題】

川崎市では、「子どもの権利条例」に基づき、川崎市子ども会議や子ども夢パーク、青少年フェスティバルなどの活動を通して子どもの意見を尊重したまちづくりを進めています。

川崎市子ども会議においては、子ども自身が、検討するテーマの設定や調査を主体的に行い、子ども集会を運営するとともに、子どもの考えをとりまとめて市長に報告しています。

また、行政区、中学校区子ども会議においても、地域社会のあり方などについて、子どもが自ら問題提起し、大人と一緒に考えていくものとしています。さらに、市立小・中・高等学校では、学校教育推進会議などを通して、子どもの意見を生かした学校運営が行われています。

今後は、川崎市子ども会議と行政区子ども会議や中学校区子ども会議との効果的な連携を確保し、 子どもの意見表明・参加の機会を充実することが必要です。

子どもの権利が生かされる象徴的な活動の場として平成 15 年に開設した子ども夢パークでは、子ども委員と大人委員からなる子ども夢パーク運営委員会(運営委員長は子ども)と子ども運営委員会が組織されています。子ども運営委員会においては、よりよい子ども夢パークを作るための運営方法やルール、イベントなどについて話し合いを行い、話し合った結果を子ども夢パーク運営委員会において、子ども運営委員会の代表が大人委員と意見交換し、大人委員と一緒に子ども夢パークを運営しています。

そのほか、青少年自身が同世代を対象にしたイベントの企画・運営を担うことにより、青少年の社会参加を促進することを目的として、青少年フェスティバルを開催しています。

子どもは社会の一員であるとの観点から、地域づくりに企画・参画したり意見表明できる機会を充実し、外国人の子どもや障害のある子ども、幼い子どもなど、より多くの子どもが参加できるような取組を進めることが求められています。

【施策展開の方向性】

- 子ども自身が、自由に自分の意見を表明できる場として「子ども会議」の活動を促進します。
- 「子ども夢パーク」など子どもが主体的に活動できる場を通して、子どもの意見表明の機会 を充実し、子どもの意見を尊重したまちづくりを推進します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-----------------|-----------------------------|---|-------|
| (1)子ども会議の 推進 | ● ①川崎市子ども会 議の充実 | 子ども自身が川崎市のまちづくりについて考え、 意見表明し、情報を発信することを支援するとと もに、子どもの意見を市政に反映させる場として の川崎市子ども会議の充実を図ります。また、行 政区子ども会議及び中学校区子ども会議との連携 を推進します。 | 教育委員会 |
| | ● ②行政区・中学校 区子ども会議の 充実 | 地域社会のあり方などについて、子どもと大人で 一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議 を充実し、子どもの意見を反映した地域づくりを 推進します。 | 教育委員会 |
| | ③他都市の子ども 会議との交流促 進 | 他都市の子ども会議の情報収集や交流等を通して、 活動の活発化を図ります。 | 教育委員会 |
| (2)子どもの主体 | ①子ども夢パーク の充実 | 子ども夢パークにおける子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポーターやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制のさらなる発展を図ります。 | こども本部 |
| 的な活動の推進 | ② 青 少 年 フェ スティバルの推進 | 青少年団体が中心となって、青少年によるゲーム コーナーや工作コーナーなどのブース運営を支援 する青少年フェスティバルを開催し、青少年の社 会参加を促進します。 | こども本部 |

□ラム「川崎市子ども会議」の概要

■ 目 的

川崎市子ども会議は、子どもが自分たちの手で、子どもの権利や川崎のまちづくりなどについて検討し、その意見等をまとめて市長に提出するために設置されています。

■ 活動内容

川崎市子ども会議の活動は、子ども権利条例第30条第3項の規定に加えて、次のことを行います。

- ○条例に基づく子どもの権利の検討、研究に関すること
- ○子どもの権利に関する学習会及び発表会の開催に関すること
- ○子どもの権利に関する広報その他必要と認める事業に関すること

■ 子どもの権利条例第30条

- 第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。) を開催する。
- 2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。
- 3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。
- 4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。
- 5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

Ⅱ 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

1 少子化や子育てに対する意識啓発

【現状と課題】

川崎市が実施した「生活と就労に関する調査報告書」(平成 16 年8月)によると、「夫は外で仕事、妻は家で家事」という伝統的な性別役割分担意識は男女ともに多く、特に男性や高年齢の人にその意識が強く表れていました。

また、「ニーズ調査結果」においては、就学前児童・就学児童の父親の平均帰宅時間について「21時から翌6時」と回答した人が過半数を占めていました。さらに、子どもの世話を主に行っている人について、「主に母親」と回答した人が就学前児童の保護者・就学児童の保護者ともそれぞれ9割以上を占めていることから、家庭における子育ての肉体的・精神的負担が、主に母親に偏っていることが分かります。

就労する女性が増加しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることが、子育てや家事に対する母親の負担感を増すとともに、女性の社会参加を阻む要因となっています。

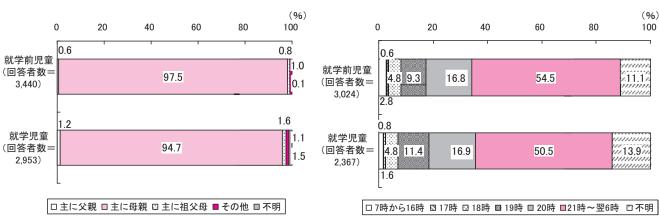
本市の「男女平等かわさき条例」では、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標に掲げ、男女が職場、家庭、地域などあらゆる場で対等なパートナーとしてお互いの生き方を尊重し、責任を分かち合いながら個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指しています。

男女がともに子育ての喜びや楽しみを享受し、支え合いながら子育てや家事を担い合うためには、 子育て当事者だけではなく、社会全体がこれまでの性別役割分担意識を見直すことが必要です。

一方、都市化や核家族化により、地域の中で乳幼児と接する機会が少なく、兄弟も少ない中で成長する若い世代にとって、子どもの頃から乳幼児にふれる機会を提供し、幼い子どもを慈しむ心を養うと同時に、男女がともに子育てを担うことの重要性を学ぶことが必要です。

■ 子どもの世話を主に行っている人

■ 平均帰宅時間(フルタイム勤務の父親)



資料:川崎市「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」平成21年3月

- さまざまな機会を通して、固定的な性別役割意識の見直しについて啓発に努めるとともに、 男女がともに支え合いながら子育てができるよう、男女共同参画の意識の醸成を促進します。
- 将来親となる若い世代が子育てに関心を持つよう、乳幼児とふれあう機会を提供します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-----------------------------|-----------------------------|---|---------------------------|
| (1)男女がともに 担う子育ての 意識啓発 | ①男女平等推進学 習等への男性の 参加促進 | 男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級などを開催し、男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を行います。また、講座の開催時間や内容の見直しを進め、男性の各種講座への参加を促進します。 | 市民・こども局 こども本部 教育委員会 |
| 思政台先 | ②男女平等啓発事 業の推進 | 小学生、中学生、高校生及び保護者向けの教材や カリキュラムを活用した男女平等教育を推進し、 男女共同参画の意識啓発に努めます。 | 市民・こども局 教育委員会 |
| (2)若い世代から の子育ての意 識づくり | ● ①育児体験学習の 機会の充実 | 若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、公立保育園における小・中学生や高校生などを対象とした育児体験学習の機会を充実します。 | こども本部 |

2 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

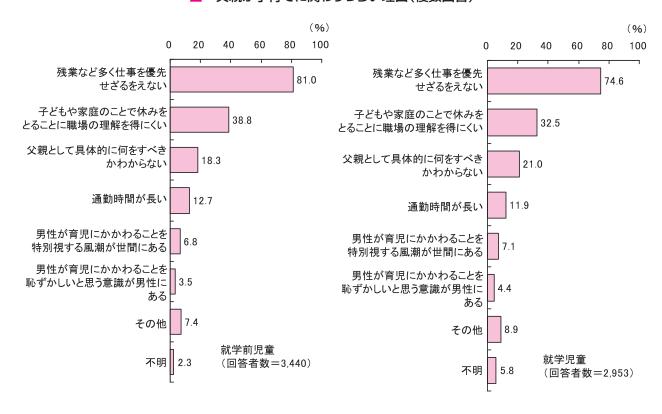
【現状と課題】

女性の就労意欲の高まりや就労形態の多様化、あるいは経済的な理由などにより、女性の就業者は 増加しています。また、以前は、結婚・出産や育児のために退職または退職せざるを得なかった女性 が多くみられましたが、最近では結婚後や出産後も働き続けたいと願う女性が増えています。

「二一ズ調査結果」によると、就学前児童の父親が育児休業を「利用した」と回答した人はわずかに 0.6%しかおらず、「父親・母親の両方が利用した」(0.2%) と回答した人を含めても父親の育児休業取得率は 1%にも満たない状況でした。男女雇用機会均等法の改正で、雇用におけるすべての家庭において男女の異なる取扱いが禁止されるとともに、育児・介護休業法では、育児や介護を行う男女労働者の時間外労働や深夜労働を制限する義務規定が設けられるなど、法制度上は出産・子育てがしやすい労働環境づくりが進められていますが、男性の育児休業の取得状況については、女性ほどには進んでいないのが現状です。

また、父親が子育てにあまり関わらない、関わる時間がないことに対して、「社会的にも問題だし、わが家でも問題である」と回答した人は、就学前児童の保護者・就学児童の保護者とも約3割~4割を占めており、父親が子育てに関わりづらい理由として、「残業などが多く仕事を優先せざるを得ないこと」「子どもや家庭のことで休みをとることに職場の理解を得にくいこと」など、仕事優先の働き方や職場の組織風土を理由にあげる人が多くみられました。

■ 父親が子育てに関わりづらい理由(複数回答)



資料:川崎市「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」平成21年3月

一方、「平成 20 年川崎市労働白書」によると、市内の事業所で育児休業制度を制度化している企業や「ワーク・ライフ・バランス」に取組んでいる企業は大企業に多くなっています。今後は、中小企業への両立支援策の導入・定着について働きかけていく必要があります。

さらに、従業員 101 人以上の事業所における一般事業主行動計画の策定を、平成 23 年度から義務づけること等を内容とする改正次世代育成支援対策推進法の施行に伴って、今後は一般事業主行動計画策定に向けた周知を図ることも必要です。

男女労働者がともに豊かでゆとりのある生活を実現するうえで、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は必要不可欠なものです。また、育児休業制度は、仕事と子育ての両立を支援するための環境整備の中核をなすものです。市民に対しては働き方の見直しを、商工会議所をはじめとする関係団体・事業主に対しては、事業所における両立支援策の導入・定着や制度を利用しやすくするための職場環境づくりを積極的に働きかけ、「ワーク・ライフ・バランス」を推進することが必要になっています。

■ 市内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」への取組状況

(単位:%)

| 区分 | 調査数(か所) | 時差勤務制度 | 勤務軽減措置 | 在宅勤務制度 | 託児施設の設置 | 援助等) 援(社会保険料の | 大に面談 た面談 た面談 | の再雇用制度の再雇用制度 | 管理職への登用 さない女性社員の 転勤の要件を満た | その他 | た記のような取組 はいずれも行って | 無回答 |
|------|---------|--------|--------|--------|---------|------------------|--------------------|--------------|---------------------------------|-----|----------------------|-----|
| 全 体 | 927 | 46.7 | 31.5 | 2.2 | 0.8 | 14.6 | 29.2 | 8.4 | 15.1 | 2.3 | 25.6 | 6.9 |
| 中小企業 | 588 | 33.8 | 24.3 | 2.0 | 0.2 | 11.9 | 18.2 | 7.1 | 11.1 | 2.6 | 33.3 | 8.3 |
| 大企業 | 166 | 79.5 | 50.6 | 3.0 | _ | 22.9 | 52.4 | 7.8 | 18.7 | 1.8 | 6.6 | 3.0 |

資料:川崎市「平成20年度労働白書」

- 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを促進するため、育児・介護休業制度等の導入・ 定着や制度の利用促進を働きかけます。
- 男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、行政、企業、関係団体、市 民と協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|------------------------------|---------------------------------|--|----------------|
| (1)育児・介護休業 制度等の普及 | ● ①育児·介護休業 制度等の普及・ 啓発 | 「かわさき労働情報」や市のホームページなどを通して、広く事業所等に対し、育児・介護休業制度等の関係法令や制度についての情報提供や普及・啓発を行います。 | 経済労働局 |
| | ②育児休業取得促 進に向けた啓発 | 男性の育児・介護休業取得促進のため、講座を開催したり、必要に応じて講師の紹介等を行います。 | 市民・こども局 |
| | ● ①「ワーク·ライフ· バランス」の普 及・啓発 | 「かわさき労働情報」や市のホームページなどを通して、次世代育成支援対策推進法の改正と一般事業主行動計画の策定や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての情報提供や普及・啓発を行います。 | 経済労働局 |
| (2)「ワーク・ライ フ・バランス」 の推進 | ②コンサルタント 派遣事業 | 希望する市内の中小企業にコンサルタントを派遣 し、現状を把握した上で「ワーク・ライフ・バラ ンス」導入の企画や従業員への周知と運用のサポー トを行います。 | 経済労働局 |
| | ③働き方のあり方 の研究 | 経営者の代表者、労働組合の代表者及び川崎市が協働して、非正規労働者の雇用問題やワークシェアリングを含む働き方のあり方について研究します。 | 経済労働局 |
| (3)仕事と子育て | ①女性の就労継続 支援に向けた情 報提供 | 女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広 報を行うなど、女性の就労継続を支援します。 | 市民・こども局 |
| が両立できる 職場環境づく り | ● ②子育てがしやす い職場環境づく り | 商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。 | こども本部 経済労働局 |

「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の概要

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○就業率(②、③にも関連)
 〈女性(25~44歳)〉
 現状64.9%→2017年69~72%
 〈高齢者(60~64歳)〉
 現状52.6%→2017年60~61%
 ○フリーターの数
 現状187万人→2017年144.7万人以下

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実 した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間な どを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

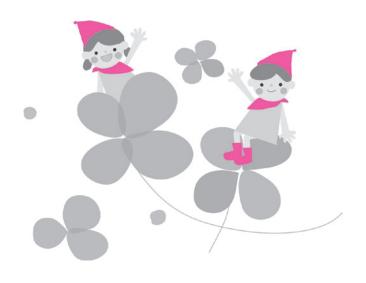
○週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 現状 10.8%→ 2017年半減○年次有給休暇取得率 現状 46.6% → 2017年完全取得

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- ○第1子出産前後の女性の継続就業率現状38.0%→2017年55%
- ○育児休業取得率(女性) 現状 72.3%→ 2017 年 80%(男性) 現状 0.50%→ 2017 年 10%
- ○男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)現状60分/日→2017年2.5時間/日



3 多様な保育サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出や働き方の変化による共働き世帯の増加や、核家族世帯の増加などにより、保育所を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

さらに、育児休業制度が普及したことなどに伴い、保育所の利用ニーズも高まっています。また、 保護者の就労形態が変化していることから、多様な保育サービスの充実も求められています。

こうした中、首都圏への人口集中を背景として、川崎市においても、子育て世代が多く転入し、平成 18年以降は出生数が増加傾向にあり、就学前児童数も大幅に増加しています。

川崎市では、平成 14年に「川崎市保育基本計画」を策定して、保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの実施等を推進してきました。さらに、高まる保育需要から、予想を上回る保育所利用申請が続き、平成 19年7月には「保育緊急5か年計画」を策定し、5年間で約 2,600 人の保育受入枠の拡大を図ることとしました。

本市における保育所の整備状況は、平成21年11月1日現在で、146か所の認可保育所が整備され、定員は13.785人となっています。

しかしながら、平成 19年以降の急速な人口増加に伴う就学前児童数の増加から、計画を前倒しし、 2年間で約 1,500人の保育受入枠の拡大を図ってきたにもかかわらず、待機児童数は増加傾向にあ り、平成 21年4月1日現在で 713人となっています。

このような、さらなる保育需要への対応として、「保育緊急5か年計画(改訂版)」を策定して、認可保育所の整備を推進し、3年間で約3,000人の定員の拡大を図るとともに、本市の独自施策である「川崎市認定保育園」「かわさき保育室」「おなかま保育室」などの認可外保育事業の充実にも努めるなど、保育環境の整備を推進していく必要があります。

同時に、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育などの保育サービスの拡充に努めてきましたが、今後も保育環境の整備に合わせながら、長時間の延長保育や一時保育などのさらなる保育サービスの充実を図っていく必要があります。

また、保育サービスの質の向上に合わせて、利用者が適切な保育サービスを選択できるよう、保育 所における第三者評価受審を促していく必要があります。

■ 認可保育所の入所定員数・利用申請数・待機児童数の推移

(単位:人)

| 区 分 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入所定員数 | 10,215 | 10,395 | 10,845 | 10,965 | 11,175 | 11,295 | 11,590 | 12,250 | 12,785 | 13,605 |
| 利用申請数 | 11,124 | 11,989 | 12,069 | 12,377 | 12,916 | 13,204 | 13,505 | 14,409 | 15,013 | 16,384 |
| 待機児童数 | 866 | 655 | 705 | 699 | 755 | 597 | 480 | 465 | 583 | 713 |

(注) 各年4月1日現在である。

資料:川崎市市民・こども局こども本部作成資料

■ 主な保育サービス等の利用状況と利用意向(複数回答)

(単位:%)

| 区分 | 回答者数(人) | 認可保育所 | (保育ママ) 家庭保育福祉員 | 事業所内保育施設 | 等 川崎市認定保育園 | (4時間程度)認定こども園 | (4時間以上)認定こども園 | その他の保育施設 | (通常の就園時間) | 育の預かり保 | 土曜の保育 | 休日保育 | 病児・病後児保育 | 一時保育 | ショートステイ | 無回答 |
|------|---------|-------|----------------|----------|---------------|---------------|---------------|----------|-----------|--------|-------|------|----------|------|---------|-----|
| 利用状況 | 1,546 | 38.7 | 0.5 | 0.8 | 11.9 | 0.5 | 1.1 | 9.4 | 39.1 | 14.9 | | | | | | 0.6 |
| 利用意向 | 1,315 | 33.5 | 3.2 | 3.1 | 5.2 | 1.6 | 4.0 | 1.4 | 20.7 | 21.5 | 6.2 | 7.3 | 14.3 | 15.8 | 2.7 | 1.1 |

(注) 利用状況のうち、斜線の保育サービスは回答の選択肢に入っていない。 資料:川崎市「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」平成21年3月

【施策展開の方向性】

- 保育受入枠を大幅に拡充するなど、保育環境の整備を進めます。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育や一時保育などの多様な保育サービスの充実 を図ります。
- 保育サービスの質の向上のため、第三者評価の受審を促進します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|---------------------|------------------|--|-------|
| (1)保育環境の整 備 | ● ①保育受入枠の拡 大 | 保育緊急5か年計画に基づき、認可保育所の整備を推進し、定員の拡大を図り、家庭保育福祉員や認可外保育事業を充実することによって、保育環境の整備を進めます。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| | ● ①延長保育事業の 拡充 | 就労形態の多様化に対応するため、19 時以降の 延長保育事業を拡充します。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| | ● ②一時保育事業の 拡充 | 女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| (2)多様な保育サ ービスの充実 | ③休日保育事業の 充実 | 休日に働かなければならない保護者の仕事と子育 ての両立を支援するため、休日保育事業の充実を 図ります。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| | ④病後児保育事業 の充実 | 保護者の子育てと仕事の両立を支援するための乳 幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)を充 実します。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| (3)保育サービス の質の向上 | ①第三者評価の受 審の促進 | 保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育園における第三者評価の受審 を促進します。 | こども本部 |
| | ②認可外保育施設 の指導 | 認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。 | こども本部 |

4 要支援家庭対策の充実

【現状と課題】

川崎市では、社会的養護を必要とする子どもの生活の場として、家庭で子どもを預かる里親、乳児院や児童養護施設などの入所施設、施設と里親の中間的な形態として児童ファミリーグループホームが整備されています。

しかし、要保護児童数が、要保護児童の施設退所(家族再統合・自立等)を上回るペースで増加しているのに対し、要保護児童を受入れる里親の拡充や施設の整備が進まず、受け入れ先の不足と一時保護の長期化という事態が生じています。また、市内の施設において措置できない要保護児童は、市外の施設に措置しており、市内で要保護児童支援に対応することが喫緊の課題となっています。

現在、川崎市の要保護児童受入体制の中で、里親委託は全国的に見ても高い委託率ではありますが、 社会情勢の変化を考慮して、さらに里親委託できるような体制を整備するとともに、要保護児童施設 の整備による受入体制づくりが急務となっています。

一方、施設に入所した子どもについては、適切な処遇のもとで養育されるよう、施設機能を見直すとともに、被虐待児の家族への支援機能の強化も求められています。さらには、自立援助ホームなど施設を退所した子どもに対し、引き続き就労支援などを通じて自立を図っていくことが重要です。

要保護児童施設等の整備状況

(単位:か所、人)

■ 要保護児童施設措置状況の推移

(単位:人)

| 区 分 | か所数 | 定員 |
|----------------|-----|-----|
| 児童養護施設 | 2 | 157 |
| 乳児院 | 1 | 25 |
| 児童ファミリーグループホーム | 8 | 48 |
| 里親 | 92 | 60 |
| 市外 児童養護施設 | _ | 101 |
| 措置 乳児院 | _ | 9 |
| 合 計 | _ | 400 |

資料:市民・こども局こども本部作成資料

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 在籍児童数 | 391 | 387 | 387 | 371 | 363 |
| 新規入所数 | 221 | 129 | 135 | 105 | 134 |
| 受入不可数 | 34 | 98 | _ | 172 | _ |

(注) 受入不可数は、平成 16 年度・平成 17 年度・平成 19 年度のみ調査 資料: 市民・こども局こども本部作成資料

国勢調査に基づく、川崎市におけるひとり親家庭数の推移をみると、母子世帯数・父子世帯数とも昭和60年から平成7年まで減少していましたが、平成7年以降再び増加傾向にあり、特に母子家庭においては、平成7年から平成17年の10年間に約2,000世帯も増加しています。また、配偶関係別にみると、母子世帯・父子世帯とも離別がそれぞれ7割~8割を占めています。

母子家庭の中には、不安定な就労形態で働く母親も少なくなく、経済的に厳しい状況の中で、子どもの養育や家事に問題を抱え、精神的にも不安定になる場合も多いことから、母子家庭が自立した生活を営めるよう、経済的・精神的支援等が必要です。

一方、父子家庭においても、子どもとふれあう時間の不足、子育てに関する相談相手がいないことや、 家事に困る家庭が多く、相談支援体制の充実が求められています。

■ 母子世帯数・父子世帯数の推移

(単位:世帯)

| | 母 子 世 帯 数 | | | | 父 子 世 帯 数 | | | |
|--------|-----------------------|-------|--------|--------|--------------|-----|-----|-----|
| 区 分 | 区 分 総 数 子どもが1人 子どもが2人 | 総数 | 子どもが1人 | 子どもが2人 | 子どもが3人 以上 | | | |
| 昭和55年 | 3,694 | 1,841 | 1,461 | 392 | 962 | 495 | 380 | 87 |
| 昭和60年 | 4,635 | 2,236 | 1,917 | 482 | 1,099 | 568 | 431 | 100 |
| 平成 2 年 | 4,404 | 2,281 | 1,767 | 356 | 1,079 | 582 | 406 | 91 |
| 平成 7 年 | 4,187 | 2,245 | 1,578 | 364 | 865 | 480 | 321 | 64 |
| 平成12年 | 5,145 | 2,616 | 1,942 | 587 | 899 | 503 | 317 | 79 |
| 平成17年 | 6,139 | 3,122 | 2,337 | 680 | 957 | 537 | 325 | 95 |

資料:総務省「国勢調査報告」

川崎市における身体障害や知的障害のある子どもは、平成20年度末現在で、身体障害児776人、知的障害児2,119人となっています。特に知的障害児は、この10年間で約1.6倍に増加しています。 さらに、障害者手帳制度等の対象にならない自閉性障害、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害のある子どもも相当数に上ると推定されています。

発達障害のある子どもの増加に伴い、社会生活を営む上での特別な配慮の必要性は徐々に認識されつつありますが、支援手法の確立や専門的知識をもった人材の確保が進んでいない状況があります。

また、周囲の理解の不足による二次障害(障害そのものによる困難さではなく、周囲との関係の中で形成された身体的・情緒的にあらわれる障害)の発症も懸念されています。このため、本市では、発達障害に関する支援の中核機関として平成20年1月に「川崎市発達相談支援センター」を設置するとともに、障害児教育の分野では、特別支援教育への転換により、発達障害のある子ども等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行える体制の整備が行われてきています。

障害のある子どもに対する支援も、その子どもの能力や可能性を伸ばしていけるような支援をしていくという意味で、すべての子どもに対する支援と同じく、できる限り身近な地域でさまざまな子どもとふれあいながら育っていけるようにしていくことが求められます。

しかし一方では、育ちの段階に応じて障害特性に合った支援を受けることも大切であり、乳幼児期から青年期に至るまでのライフステージに応じた支援も必要です。

子どもの健やかな育ちには、安心して過ごすことができる家庭が大切ですが、障害のある子どもを育てることで家庭が大きな不安感や負担感を抱き、悩み苦しむことにならないよう、家庭を含めた支援も考えながら進めていく必要があります。

このため、本市では、保健、医療、福祉、教育の分野が相互に連携し、子どもの育ちに沿った一貫性のある支援の提供が必要とされています。

■ 身体障害のある子ども数及び知的障害のある子ども数の推移

(単位:人)

| 区分 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体 | 905 | 974 | 714 | 725 | 725 | 746 | 754 | 751 | 760 | 776 |
| 知的 | 1,326 | 1,466 | 1,662 | 1,838 | 1,391 | 1,512 | 1,675 | 1,815 | 1,955 | 2,119 |

資料:川崎市「川崎市統計書」

【施策展開の方向性】

- 社会的養護が必要な子どもの増加に対応するため、相談から保護、家族再統合、さらには児童養護施設等を退所した子どもの自立支援まで、要保護児童施策における切れ目のない支援を充実します。
- 母子家庭等の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援を進めます。
- 障害のある子どもの総合的な支援体制を充実するため、専門施設の整備や家庭支援機能の充 実、関係機関のネットワーク化などを推進します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-----------------------------|----------------------|---|-------|
| | ● ①家庭的養護の推 進 | 里親制度を紹介したパンフレットの作成や里親養育体験発表会の開催などを通して、里親の新規登録や里親への委託を拡充するとともに、里親の養育技術の向上を図るための研修及び里親への支援体制を充実し、里親の育成に努めます。また、新たに小規模住居型児童養育事業を実施します。 | こども本部 |
| (1)社会的養護が | ● ②児童養護施設等 の整備の推進 | 児童虐待相談・通告件数の増加や市外措置の解消、 児童相談所における一時保護長期化の解消など、 児童虐待の増加による要保護児童の増加に対応す るため、児童養護施設や乳児院等の整備を推進し ます。 | こども本部 |
| (1)社会的養護が 必要な子ども への支援 | ③施設機能の見直 | 特別な支援を必要とする子どもの増加に対応するため、家庭的な生活環境に配慮したケア単位の小規模化や、医療ケアなどの専門的ケアに向けての取組を強化するなど、施設に求められる役割と機能を踏まえた施設の整備を推進します。 | こども本部 |
| | ④家庭支援機能の 強化 | 児童相談所の再編整備を推進するとともに、社会 的養護にかかる地域ネットワークの構築など、相 談関係機関相互の連携を確保しながら、家庭支援 機能を強化します。 | こども本部 |
| | ⑤研修体制の充実 | 要保護児童の増加に対応できる人材を育成するため、医療・心理の専門的ケアの技術向上に向けた 研修体制を充実します。 | こども本部 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|--------------------------------------|---------------------------|---|-------|
| (2)児童養護施設 等を退所した 子どもへの自 立支援 | ①自立支援策の強化 | 児童養護施設等を退所した子どもに対し、自立支援援助ホームの職員の就労支援による自立支援を 実施します。 | こども本部 |
| | ①ひとり親家庭へ の相談支援 | ひとり親家庭のための相談や情報提供などの支援 体制を充実します。 | こども本部 |
| | ②日常生活支援事 業の充実 | ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員 の研修の充実と父子家庭も含めた広報を充実しま す。 | こども本部 |
| (3)ひとり親家庭 | ③就業・自立支援 センター事業の 実施 | 母子家庭の就業及び自立を支援するため、就業・ 自立支援センター事業を実施し、求人情報の提供 等を行います。 | こども本部 |
| への支援 | ④母子家庭の就業 機会の拡大 | 就業機会の拡大を図るため、母子家庭に対し、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費 等事業を実施します。 | こども本部 |
| | ⑤母子家庭への貸 付事業の実施 | 母子家庭を経済的に支援するため、就学支度資金 や修学資金等の貸付事業を実施します。 | こども本部 |
| | ⑥施設に入所して いる家庭の自立 支援 | 母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向 けた支援を充実します。 | こども本部 |

コラム 川崎市の社会的養護体制整備の方向

社会的養護受入体制の「両輪」

■ 家庭的養護の推進

里親の育成支援・拡充に向けた基本方針



- ①里親への支援体制の強化
- ②広報・啓発の手法
- ③里親委託拡充の推進
- ④施設養護から家庭的養護への推進

■ 施設整備の推進

要保護児童施設整備に向けた基本方針



- ①受入体制の緊急的確保
- ②施設整備の基本的な考え方
- ③施設機能の検討
- ④地域協議に向けた取組

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|----------------------------|-----------------------------|---|----------------|
| | ①障害児支援ネットワークの検討 | 子どもの成長に応じ、一貫した支援が行われるよう、保健、医療、福祉、教育、就労に関わる機関や関係者の支援ネットワークの強化に向けた体制整備について検討します。 | こども本部 |
| | ②相談窓口の充実 | 区役所において、各種相談支援や制度・サービス の利用案内を行うとともに、専門機関との連携を 図りながら、総合的な相談窓口としての機能を充 実させます。 | こども本部 健康福祉局 |
| | ● ③(仮称)中央療育 センターの整備 | 入所・通所機能と地域支援機能を一体的に提供するため、現在の中部地域療育センターと知的障害 児施設しいのき学園を再編し、障害児の通所・入 所機能を併せ持った(仮称)中央療育センターを 整備します。 | こども本部 |
| | ● ④地域療育センターの整備・発 実 | | こども本部 |
| (4)障害のある子 どもと家庭へ の支援 | ● ⑤発達相談支援機能の充実 | 成長に応じた一貫性のある支援を通じて、子どもの社会への適応力を高めるため、中核機関である発達相談支援センターにおいて、発達障害についての相談支援、発達支援、就労支援等を実施します。また、西部地域療育センターや、(仮称)中央療育センターにおいても主に発達相談支援機能を充実します。 | こども本部 |
| | ⑥障害の発見から 療育支援までの 連携促進 | | こども本部 |
| | ⑦質の高い療育の 提供 | 地域療育センターにおいて、通園療育のほか、発達段階に応じた療育を提供していきます。さらに、就学前の障害や障害が疑われる子どもと家族への総合的・継続的な相談・療育の充実とともに、学齢期の専門的支援機関として機能の充実を図ります。 | こども本部 |
| | 8入所施設における生活支援 | 障害の状況や保護者等の状況により家庭での生活 が難しい障害のある子どもに対し、入所施設にお いて日常生活上の支援を行います。 | こども本部 |
| | ⑨地域活動への3 援 | 区役所、地域療育センターにおいて、障害特性に 応じた専門的な相談や支援を必要とする子どもを 対象とした地域の子育てグループなどへの支援や、 これらを主催するNPO法人などとの連携を推進します。 | こども本部 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|----------------------------|--------------------------------------|-----|-------|
| (4)障害のある子 どもと家庭へ の支援 | ● ⑩発達相談支援 コーディネー ター養成研修の 実施 | | こども本部 |



5 経済的負担の軽減

【現状と課題】

内閣府の「平成 17年版国民生活白書」によると、0歳から 21歳まで、子どもを一人育てる費用は、 平成 15年の時点で 1,300万円を超えると推計されています。特に、子どもが小さい間は世帯の収入も比較的少ないため、子育ての経済的負担が大きいと考えられます。

「ニーズ調査結果」によると、1 か月にかかる子育て費用の平均として、就学前児童の保護者が約 4.1 万円、就学児童の保護者が約 4.5 万円となっていました。また、実際に持つつもりの子どもの数が理想よりも少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」という経済的理由が最も多くあげられていました。

川崎市では、児童手当や小児医療費助成をはじめとする各種医療費助成制度、私立幼稚園の保育料補助などの経済的支援を実施してきました。小児医療費助成制度については、小学校就学前まで対象年齢の拡大に取組むとともに、私立幼稚園の保育料補助についても、補助額の拡充を行いました。

また、経済的に困窮し就学が困難な家庭の児童生徒には就学援助を、高校生には奨学金支給などの経済的支援を行っています。

平成 22 年度においては、子ども手当の創設や公立高校授業料の無償化及び私立高校の生徒への就学支援金の支給等、国においても子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組が進められています。今後も、親になる世代が経済的理由によって子どもを持つことをあきらめないよう、子どもに対する保障は「人生前半の社会保障」であるという視点に立って、子育て家庭における子育てや教育の経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう、国の施策とも連携しながら支援を充実させることが求められています。

□ラム 一人の子どもを育てる費用

内閣府の「平成 17年版国民生活白書」によると、一人の子どもを持つ世帯の支出額から世帯主が同世代であって子どものいない世帯の支出額を差し引いて、0歳から21歳までの22年間分を足し上げ、それを「一人の子どもを育てる費用」として推計すると、平成15年における一人の子どもを育てる費用は1,302万円と見込まれ、その内訳は、基本的経費が722万円、教育費が528万円、住宅関係費が53万円となっています。また、この「一人の子どもを育てる費用」は、平成10年以降ほぼ横ばいで推移していると言われています。

■ 一人の子どもを育てる費用の推移(実質値)

(単位:万円)

| 区分 | 住居費 | 食料費 | 交通・ 通信費 | その他の 基本的経費 | 教育費 | 住宅ローン返済額 | 合 計 |
|-------|-------|-----|------------|---------------|-----|----------|-------|
| 平成10年 | △ 149 | 307 | 43 | 408 | 498 | 5 | 1,113 |
| 平成11年 | △ 124 | 326 | 52 | 395 | 462 | 42 | 1,153 |
| 平成12年 | △ 83 | 309 | 47 | 390 | 474 | 62 | 1,199 |
| 平成13年 | △131 | 313 | 49 | 383 | 474 | 281 | 1,378 |
| 平成14年 | △ 151 | 308 | 66 | 342 | 494 | 200 | 1,259 |
| 平成15年 | △ 132 | 314 | 70 | 335 | 518 | 187 | 1,292 |

(注) ここでの一人の子どもを育てる費用は、費用別消費者物価指数 (2000 年基準) で実質化している。

資料: 内閣府「平成 17 年版国民生活白書」

○ 総合的な子育で支援という視点から、子育で家庭における経済的負担の軽減を図ります。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|---------------------|--------------------|---|----------------|
| (1)幼稚園等の保 | ①私立幼稚園保 料等補助の実施 | | こども本部 |
| 育料負担の軽 減 | ②幼児園児保育 補助の実施 | 対 幼児園(幼稚園類似の幼児施設で、市が認定する施設)に在籍する幼児の保護者に対し、保育料の一部を補助します。 | こども本部 |
| (2)教育毒の揺曲 | ①就学援助の実施 | 経済的理由のため、就学が困難な小・中学生を持つ家庭に対し、就学援助を行います。 | 教育委員会 |
| (2)教育費の援助 | ②奨学金の支給 | 経済的な理由のため、修学が困難な高校生に対し、 奨学金を支給します。 | 教育委員会 |
| (3)医療費等の支 援 | ● ①医療費の助成 | 子どもの健康と福祉の増進を図るため、小児医療 費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等 医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成、小児慢 性特定疾患医療費助成等の医療費を助成します。 | こども本部 健康福祉局 |
| 坂 | ②入院助産制度(実施 | 経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助 する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を 図ります。 | こども本部 |
| (4)子育て家庭へ の手当の支給 | ①子育て家庭への手当の支給 | 次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資する ため、子ども手当を支給します。また、児童扶養 手当については、国の制度変更に伴い、母子家庭 に加え、父子家庭にも支給対象を拡大して実施し ます。 | こども本部 |

Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり

1 地域における子育て家庭への支援

【現状と課題】

子育ては、家庭に明るさや幸福をもたらし、親自身の人間的な成長にもつながりますが、核家族化の進行で乳幼児に接することなく親になるケースが増え、地域との関わりの希薄さと相まって、孤立した環境の中で子育てを強いられることから、不安感や負担感を持つ親も増えています。

「二一ズ調査結果」によると、祖父母や親族、友人・知人などに子どもを預かってもらえる人が「いずれもいない」と回答した人は、就学前児童の保護者・就学児童の保護者ともそれぞれ2割前後を占めていました。

川崎市では、市民にとって身近な区役所を子育ての総合的な支援拠点として位置づけ、各区に「こども支援室」を設置し、関係機関等と連携して、地域の特性やニーズに応じた支援を行っています。

さらに、乳幼児親子が気軽に集い、安心して遊べる場、同じ子育て中の親子と交流できる場として、 保育所やこども文化センター内に地域子育て支援センターを拡充するとともに、 地域の団体が主体 となって、身近な場所で乳幼児親子の交流の場である「子育てサロン」を開催しています。

地域の中では、さまざまな子育ての悩みや不安を抱えた家庭が生活しています。こうした家庭に対し、区役所を中心として、こども文化センター、保育所などの子育て関係機関や団体が連携し、その機能・資源を有効に活用して子育て支援事業を展開するとともに、地域のさまざまな人々が子育て支援に関わっていくことによって、互いに助け合う地域づくりを進めていくことが求められています。

□ラム 地域子育て支援センターとは

地域子育で支援センターには、専任の職員が配置され、地域の子育で家庭が気軽に集える場を提供するとともに、育児不安等についての相談や助言、子育でに関する情報提供、子育でサークルへの支援を行っています。また、平成20年10月から市内7か所のこども文化センターの施設(クラブ室等)を利用して、地域子育で支援センター事業(児童館型)を開始しました。

平成21年10月1日現在、川崎区に6か所、幸区に4か所、中原区に5か所、高津区に6か所、宮前区に6か所、 多摩区に5か所、麻生区に5か所の計37か所が整備されています。

地域子育てセンターは、自由に来館して利用できます。

■ 地域子育て支援センターってどんなところ?

- ○親子のふれあいスペースと遊びの提供…親同士の交流や子どもの遊び場を提供します。
- ○子育て相談…スタッフが子育てについての相談に応じます。
- ○子育て情報の提供…地域の子育て情報や子育て支援センターの行事等についての情報を随時発信しています。
- ○子育て講座…子育てに関する講座や講演会を開催し、子育てのヒントや楽しさを提供します。
- ○その他…仲間づくりのお手伝いや子育てサークルを支援します。 また、地域の子育て関連機関と連携していきます。

- 子育て支援拠点としての区役所機能を更に強化し、地域の特性に応じた子育て支援を行います。
- 地域の身近な場所で、乳幼児親子が気軽に集うことのできる地域子育て支援センターや子育 てサロンなどを充実し、子育て中の親子の交流を進めます。
- 保護者が一時的に育児ができない場合の支援体制を充実します。
- 地域における子育て関係施設等の機能を活用しながら、子育て活動団体等との連携のもとで、 子育て支援体制をより一層充実します。

| | 10 M | | = |
|---------------------------------------|------------------------------|--|----------------|
| 推進項目 | 施策名 | 内容 | 所管局 |
| (1)区における子 ども・子育て 支援の推進 | ● ①区における子ど も・子育て支援 の推進 | 区における子ども・子育て支援の充実を図るため、 地域における子育て家庭のニーズや地域の特性を 踏まえた子育て支援を推進します。 | 区役所 |
| | ● ①地域子育て支援 センターの充実 | 親子が気軽に集い、安心して遊べる地域子育て支援センター事業を拡充するとともに、事業内容の充実を図ります。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| (2)親子が地域で 気軽に集える 場の充実 | ②子育てサロン等 への支援 | 乳幼児親子が気軽に集い、親子同士や世代間交流 のできる場として、地域の団体が主体的に開催し ている子育てサロン等を支援します。 | 区役所 |
| | ● ③こども文化セン ターの充実 | 乳幼児がより利用しやすくなるよう、こども文化センターの施設や設備の整備を計画的に推進します。また、子育て相談などに対応できるよう、職員の専門性の向上に努めます。 | こども本部 |
| (3)育児サポート の充実 | ● ①ふれあい子育て サポート事業の 充実 | 市民同士が互いに子育て支援するふれあい子育て サポート事業について、利用したい市民と援助し たい市民同士のコーディネートを行うサポートセ ンターの機能充実を図ります。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| 3732 | ②産後家庭支援へ ルパー派遣事業 の充実 | 体調不良の妊産婦のいる家庭に、家事や育児の援助を行う産後家庭支援ヘルパー派遣事業を充実します。 | こども本部 |
| (4)民生委員・児 童委員、主任 児童委員活動 への支援 | ①民生委員・児童 委員活動への支 援 | 地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、民生委員・児童委員、主任児童委員 の研修等を充実します。 | こども本部 健康福祉局 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|--------------------------|------------------------------------|---|-------|
| (5)地域の子育て 支援機能の 充実 | ① 保 健 福 祉 セン ターにおける子 育て支援の充実 | 保健福祉センターにおいて、地域の子育て講座への講師の派遣等により活動支援を充実します。 | 区役所 |
| | ②保育所の子育て 支援の充実 | 保育所において、園庭開放や地域の子どもとの交流、子育て相談、保育参加などを実施し、地域に おける子育て家庭を支援します。 | こども本部 |
| | ③ショートステイ の拡充 | 児童福祉施設等の養育機能や地域の資源を活用し、 保護者の疾病、出産等により家庭における養育が 困難になった子どもを一時的に養育するショート ステイ事業を拡充します。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| | ④トワイライトス テイの実施 | 保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間養育するトワイライトステイ事業を実施します。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |

コラム ふれあい子育てサポート事業

■ 概要

育児の援助を行いたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)がそれぞれにお住ま いの区を担当するサポートセンターに会員登録し、サポートセンターのコーディネートにより、子育てヘルパー 会員が利用会員のお子さんをヘルパー会員宅でお預かりします。

■ 会員

川崎市内に居住し、以下の要件を満たす方ならどなたでも会員になれます。子育てヘルパー会員と利用会員の 両方に登録もできます。所得制限はありません。

(子育てヘルパー会員)

心身ともに健康で、援助活動に熱意と理解を有する 20 歳以上の市民(事前の研修を受けていただきます)

生後4か月以上小学校6年生以下の子どもと同居している市民

■ 援助活動の内容

- ①通院、残業、講座への参加等、利用会員の都合により、一時的にお子さんを預かります。 ※お子さんを預かる場合は、原則として子育てヘルパー会員の自宅になります。
- ②保育所、幼稚園などへの送迎を行います。

ふれあい子育てサポート事業の仕組み



■ 区役所を拠点とした子育て支援体制のイメージ図

地域における子育て支援のネットワークづくり

連

区役所

- ●子ども・子育てを支援するための
 - ・区役所内の連携体制づくり
 - ・地域の関係機関、団体とのネットワークづくり
- ●子どもや子育てについての相談
- ●子育てについてのサービス提供
- ●子育てに関する情報提供

関係機関

 学
 校

 幼
 稚

 切
 稚

 保
 育

 児
 童
 相

 総合教育センター

 地域療育センター

 発達相談支援センター

 人権オンブズパーソン

 警
 察

 病

支援

相談

携

子育て家庭が利用する施設

- ・地域子育て支援 センター
- ・こども文化センター
- ・わくわくプラザ
- ・市民館
- ・図書館 など

利用

サービス 提供 子どもと 子育て家庭

B

親相互の助け合い

8

县

交 流 援 加

8

- 地域の子育て関係団体
 - ・社会福祉協議会
 - ・民生委員・児童委員
 - · NPO
 - ・市民活動団体
 - 子育てサークル
 - ・青少年活動団体
 - ・自治会組織 など

2 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり

【現状と課題】

子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、いじめ、不登校、学習、 非行など、親はさまざまな問題や悩みに直面しながら子育てをしています。

「ニーズ調査結果」では、子育てに必要なサービスとして「親の不安や悩みの相談」「子育てに関する総合的な情報提供」「子育て中の親同士の仲間作り」と回答した保護者は、就学前・就学児童の保護者ともそれぞれ約2割から3割を占めていました。「親の不安や悩みの相談」「子育てに関する総合的な情報提供」については、必要と考える割合が就学児童の保護者の方が高く、「子育て中の親同士の仲間作り」については、必要と考える割合が就学前児童の保護者の方が高いという結果となりました。

川崎市では、区役所に「こども相談窓口」を開設し、子どもに関する相談の総合的な窓口として位置づけるとともに、保健福祉センター、こども家庭センター、児童相談所、総合教育センターなどの各機関においても、それぞれの専門性に応じた相談に対応しています。また、地域子育て支援センターや保育所のような、地域の身近な施設においても相談を行っています。

各種相談窓口については、市のホームページや子育てガイドブック、パンフレット等を通して周知に努めていますが、今後とも、より市民にわかりやすく広報する必要があります。さらに、相談の内容が複雑・多様化していることから、相談に応じる職員の専門性を高め、相談体制を充実するとともに、相談機関相互の連携を強化することも求められています。

子育てに関する総合的な情報を提供する上で、子育てに役立つ情報を的確に、かつ容易に入手できるよう、子育てガイドブックやホームページ、メールの配信など、多様な媒体を通じた情報提供を充実することが必要です。情報の内容についても、地域で子育てをする親子にとって身近な情報をタイムリーに提供していくことも重要です。

子育て中の親同士の仲間作りについては、子育て中の親が支援を受けるだけでなく、親同士が交流し、助け合いながら子育てができるよう、子育てサークルの育成・支援を行っていくことが必要です。また、子育てを地域全体で支えるためには、区役所を中心として、行政・関係機関・子育てサークルや子育て支援を行っているグループが連携してネットワークを形成し、情報や課題の共有を図るとともに、それぞれの特性に応じて子育て支援を推進していく必要があります。

□ラム 川崎市の子育て支援の方向~区役所を地域の総合的な子どもの支援拠点に~

川崎市では、「前期計画」において区役所を地域における総合的な子ども支援拠点として位置づけ、平成 17年4月に「こども総合支援担当」を設置しました。そして、平成 20年4月には、こども総合支援担当を「こども支援室」として再編、組織強化しました。学校をはじめとする関係機関や団体と連携し、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、区役所を中心とした地域に身近な子育て支援を行っています。

各区のこども支援室では、「こども相談窓口」を設置して、子どもに関するあらゆる相談を受け付けているほか、母子健康手帳交付や保育園の案内などの業務も実施しています。また、地域に密着した子育で情報を発信するとともに、子どもに関わる機関や団体とのネットワークを強化し、行政と地域が連携しながら総合的な子育で支援を推進しています。

- 子育てについての相談窓口や広報を充実するとともに、児童相談所の再編を推進し、相談体制の強化を図ります。
- 必要な時に必要なサービスが利用できるよう、子育て情報の提供体制を充実します。
- 区役所が中心となって、子育て関係機関、子育て関係団体、市民とのネットワークづくりを 進めて、総合的な地域の子育て支援を展開します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| (1)相談支援体制 の充実 | ● ①区役所における 相談支援体制の 充実 | 市民の子育てについての相談に的確に対応するため、関係機関同士の連携を強化し、区役所における相談支援体制を充実します。 | 区役所 |
| | ②保育所における 相談事業の実施 | 乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育 所の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めま す。 | こども本部 |
| | ③地域子育て支援 センターにおけ る相談事業の実 施 | 地域子育て支援センターを、地域の身近な相談窓口として、子育てについての相談事業を進めます。 | こども本部 |
| | ④相談員の資質の 向上 | 子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、 相談員の専門性の向上を図るため、研修内容を充 実するとともに、児童相談所や関係機関との連携 を強化します。 | こども本部 |
| | ● ⑤児童相談所の再 編整備 | 児童相談所の再編整備を推進し、児童相談所にお ける相談支援体制の強化を図ります。 | こども本部 |
| (2)情報提供の充 実 | ①子育てガイド ブックの作成 | 子育てガイドブック(全市版、区版)を作成し、 子育て家庭への情報提供を充実します。 | こども本部 区役所 |
| | ● ②多様な方法によ る情報提供 | 市及び各区ホームページ等を通じて子育て情報を 提供するとともに、子育て関係施設などにおける 情報提供を充実します。 | こども本部 区役所 |
| (3)ネットワーク | ● ①子育てのネット ワークの構築 | 子育て関係機関、子育て関係団体、地域住民等が 連携し、地域における子育てのネットワークづく りや世代間交流を促進します。 | 区役所 |
| づくりの推進 | ②社会福祉協議会 への支援と連携 の強化 | 社会福祉協議会が開催する地域の子育て支援事業への支援を行うとともに、社会福祉協議会と区役所との連携を進めます。 | こども本部 区役所 |
| (4)子育てサーク ル活動等への 支援 | ①子育てサークル の育成・支援 | 保健福祉センターによる子育ての仲間づくりの場の提供と講師の派遣、こども文化センターにおける活動場所や子育て情報の提供などを通して、子育てサークルを育成・支援します。 | こども本部 区役所 |
| | ②地域子育て自主 グループ活動費 の助成 | 地域において親自身が協力して子どもを保育する 地域子育て自主グループへ活動費を補助すること により、幼児の健全な成長を支援するとともに、 地域における子育て力の向上に努めます。 | こども本部 |

3 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進

【現状と課題】

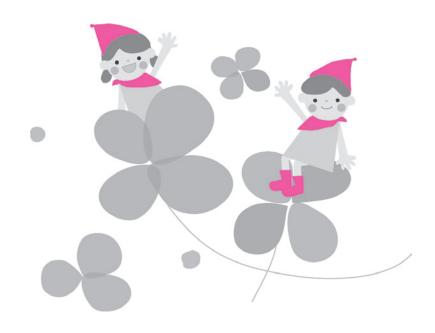
かつて、子どもは親以外のさまざまな大人に見守られながら成長していましたが、地域コミュニティが希薄になったことで、地域の大人が子どもに関わる機会が少なくなり、地域の子育て力が低下してきています。

地域の中には、いろいろな知恵を持った子育ての先輩が大勢います。また、何らかの形で地域に貢献したいと考える人々もいます。こうした人々と子育て家庭を結びつけ、住民一人ひとりが人とのつながりを大切にし、地域の子どもをともに見守っていくための取組が必要です。

また、地域の育児力を向上させるためには、地域の中で子育て支援者として活動する人材の育成が 欠かせません。地域で暮らす子育て家庭のニーズを受け止め、支援するための人材を確保・育成する ことが求められています。

一方、川崎市では、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団で構成する青少年育成連盟や青少年指導員連絡協議会などの青少年関係団体と連携し、青少年の健全育成に取組んでいます。

青少年の健全育成においては、支援する大人のあり方も問われています。青少年育成団体等の指導員への支援を充実し、家庭や学校などと連携を図りながら、効果的な青少年の健全育成に取組むことが必要になっています。



- 地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築き、 共に支え合う仕組みを充実します。
- 地域の育児力を向上させるために、子育ての支援をする人材を育成します。
- 青少年育成団体や青少年活動のための指導員への支援を充実します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|--------------------|------------------------------|--|-------|
| (1)子育て家庭を | ①地域活動への多援 | 地域において、子育て家庭をあたたかく見守る地域活動を支援します。 | 区役所 |
| 見守る地域活 動の促進 | ● ②子育てボラン ティアの養成る 活動支援 | | こども本部 |
| (2)青少年育成団 体への支援 | ①青少年育成連盟 への支援 | 書 青少年育成連盟への支援を行い、加盟団体相互の 交流及び連携を密にして、青少年の健全育成の推 進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図りま す。 | こども本部 |
| | ②青少年指導員の設置 | 青少年指導員を設置し、地域社会において、青少年の体験活動の促進、青少年団体の育成を支援し、 青少年に望ましい地域づくりを推進します。 | こども本部 |
| | ③青少年フェスラ イバル等の推進 | 青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青 少年育成推進委員会を支援し、青少年健全育成事 業(青少年フェスティバル等)を推進します。 | こども本部 |
| | ④ 少年団体リー ダー養成事業/ の支援 | | こども本部 |

№ 親と子の心とからだの健康づくり

1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

【現状と課題】

川崎市では、平成 15 年 10 月に「かわさき健やか親子 21」を策定し、ライフサイクルに応じた母子保健施策を展開しています。

安心して出産・育児を迎えるためには、妊娠期を健やかに過ごすことが大切です。近年、晩婚化や女性の就労意欲の高まりなどに伴う出産年齢の上昇や、医療技術の進歩などによる低体重児の増加など、妊娠と出産をとりまく環境は大きく変化しています。妊娠期の健康づくりについての啓発、母子健康手帳交付時における相談、子育て支援サービスの情報提供など、妊婦の不安を軽減するための相談支援体制を充実することが求められています。

川崎市では、区のこども相談窓口において、母子健康手帳交付時の相談や情報提供の充実を図ってきました。また、妊婦の健康を守るための妊婦健康診査の助成回数を平成21年4月から14回に拡充し、安心、安全な妊娠・出産のための支援の充実を図るとともに、両親学級を開催し、妊娠中の食事、喫煙、飲酒等をはじめとする健康づくりについての学習や子育ての仲間づくりの場の提供を行っています。

両親学級の開催方法については、父親の育児参加への意識を高めるために、出産や子育てについて 父親が学習する機会の充実や、就労している妊婦が参加しやすくなるよう、引き続き見直していくこ とが必要です。

さらに、妊娠中は、う蝕や歯周病にり患しやすいため、妊娠中からの歯の健康づくりを推進することも大切です。

また、不妊治療への経済的支援として、治療費助成期間の延長や所得制限の緩和を行うとともに、 不妊に伴う悩みへの精神的な支援のため、不妊専門相談センターでの相談支援も行っています。今後 も不妊治療の充実が求められています。

体重別出生数の推移

(単位:人、%)

| 区 分 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合 計 | 13,175 | 13,331 | 12,845 | 13,648 | 14,051 | 14,399 |
| 2,500 g未満(低体重児) | 1,225 | 1,305 | 1,248 | 1,284 | 1,353 | 1,341 |
| 2,500 g以上 | 11,950 | 12,026 | 11,597 | 12,364 | 12,698 | 13,058 |
| 2,500 g未満出生割合 | 9.3 | 9.8 | 9.7 | 9.4 | 9.6 | 9.3 |

資料:厚生労働省「人口動態統計」

近年、分娩できる病院等の減少による、いわゆる"お産難民"やリスクを抱える妊婦の救急搬送などが社会問題となっています。

リスクの高い妊娠、分娩、新生児の生命の安全を確保するため、周産期救急医療においては、高度な医療体制が求められます。川崎市では、周産期医療の充実を図るため、市立川崎病院のNICU¹⁰を再開したほか、聖マリアンナ医科大学における総合周産期母子医療センター¹¹の開設を支援しています。

今後とも、安心して妊娠・出産ができるよう、周産期医療体制を充実することが必要です。

■ 市内における分娩取扱い施設数の推移

(単位:か所)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 病院 | 13 | 11 | 11 | 11 |
| 診療所 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 助産所 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| 合 計 | 33 | 31 | 30 | 30 |

⁽注) 当該年度において県が公表した数値である。

平成 18 年度の施設数については、平成 19 年度に調査を行っている。

資料:神奈川県「産科医療及び分娩に関する調査」

¹⁰ NICU (Neonatal Intensive Care Unit) の頭文字をとった略語で、新生児特定集中治療室のことである。病院において早産児や低出生体重児又は何らかの疾患のある新生児を集中的に管理・治療する部門である。

¹¹ 重度の低出生体重児、外科治療を必要とする新生児、大きなリスクがあって緊急の治療を必要とする妊婦などに対する高度の治療機能を持つ医療施設である。厚生労働省は、総合周産期母子医療センターを中核とし、地域の周産期母子医療センター及び地域の分娩施設の間の連携(搬送や情報提供など)を確保する周産期医療ネットワーク(実施主体は都道府県)を全国に構築する施策を進めている。

- 安心·安全な妊娠、出産ができるよう、妊産婦の健康診査や健康相談などを充実するとともに、 両親学級の充実を図ります。
- 不妊に悩む人への経済的・精神的支援を充実します。
- 安心して妊娠・出産ができるよう、周産期医療体制の充実に努めます。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 | |
|------------------------------|-------------------------------|--|-------|--|
| | ● ①母子保健指導事 業の充実 | 母子健康手帳交付時の相談支援や情報提供の充実 を図り、安心・安全な妊娠期を過ごせるように支 援します。 | こども本部 | |
| (1)妊産婦の健康 診査・健康相 談等の充実 | ● ②妊産婦健康診査 の充実 | 安心・安全な妊娠期や産じょく期を過ごすため、 妊産婦健康診査についての広報を進めるとともに、 妊産婦への支援を充実します。 | こども本部 | |
| | ③歯科保健指導の 充実 | う蝕や歯周病にり患しやすい妊娠中におけるブ ラッシング指導を充実します。 | 健康福祉局 | |
| (2)両親学級の充 実 | ①両親学級の充実 | 妊娠中の食生活や、飲酒、喫煙等の健康習慣を見直したり、子育ての仲間づくりができるよう、内容の充実を図ります。 また、テキストを改訂し、父親に向けた情報提供の充実を図ります。 | こども本部 | |
| | ①特定不妊治療へ の助成 | 不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特 定不妊治療費助成事業を実施します。 | こども本部 | |
| (3)不妊治療への 支援 | ②不妊専門相談セ ンター事業の充 実 | 専門医や不妊症看護認定看護師による不妊専門相 談センター事業の啓発に努めるとともに、不妊に 悩む人に対する相談支援体制を強化します。 | こども本部 | |
| | ③女性医師による 健康相談の充実 | 不妊に伴う悩み等に対応するため、保健福祉センターにおける女性の健康づくりに向けた相談支援 の体制を充実します。 | こども本部 | |
| | ①周産期医療体制 充実の要望 | 安心して妊娠・出産ができるよう、産科医の確保 や周産期医療体制の充実を国や神奈川県に要望し ます。 | 健康福祉局 | |
| (4)周産期医療体 制の充実 | ● ②総合周産期母子 医療センターの 運営支援 | 妊娠・出産時における母子の生命の安全を確保し、 周産期救急医療の充実を図るため、切迫早産、胎 児異常などのリスクの高い妊娠・分娩・新生児に 対して 24 時間体制による総合周産期母子医療セ ンターの運営を支援します。 | 健康福祉局 | |

2 親と子の健康づくり

【現状と課題】

母子保健は、乳幼児の健やかな育ちを促すと同時に、親が心豊かに子育てをし、健やかな親子関係 を築くための基盤になるものです。

各区の保健福祉センターで実施している乳幼児健康診査は、子どもの疾病の早期発見や成長・発達を確認する場であるとともに、育児や健康についての相談支援のきっかけともなっています。乳幼児健康診査受診率の平均は、平成20年度95.5%と非常に高く、市内に住む殆どの親子が受診しています。このことから、支援が必要な家庭を適切に把握することや、子育てについての啓発を行う場として乳幼児健診を活用するため、受診率の向上や相談支援体制の充実に向けた取組が求められます。

未受診者の状況把握については、平成 20 年度から 3 か月児健康診査において実施しており、未受診者への連絡、訪問の実施を通じて、支援を必要とする家庭の把握に努めています。

近年、育児不安やストレスを抱えている親、孤立しがちな親子が増加していることから、育児相談や母子保健教室、家庭訪問の実施等による相談支援の充実とともに、関係機関の連携を強化し、支援体制づくりを進めていくことも必要です。

さらには、朝食の欠食等の食習慣の乱れや生活リズムの乱れによる小児期の肥満や、生活習慣病の低年齢化、歯周疾患などの増加が見られることから、平成20年3月に策定した「川崎市食育推進計画」に基づき、指導や学習機会の充実を図ることによって、乳幼児期からの食育を推進し、望ましい食習慣を身につけることが必要です。

また、言葉の壁や文化・宗教の違いなどで、子育てに不安を持つ外国籍の親や、不妊治療の普及に伴う、多胎児を抱える親など、ニーズの多様化に対応したきめ細やかな母子保健サービスが求められています。

一方、小児救急医療体制については、休日診療を担う休日(夜間)急患診療所や、夜間診療のための小児急病センターを設置し、体制の充実に取組んできましたが、小児科医の不足が大きな課題となっています。

今後とも、小児救急医療体制の維持を図るとともに、充実した体制づくりを進めることが必要です。 また、小児科医や看護師を確保するための働きやすい職場環境づくりに向けた支援も求められています。

乳幼児健康診査受診率の推移

(単位:%)

| 区 分 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 3か月児健康診査 | 97.7 | 98.2 | 98.2 | 97.9 | 97.8 | 98.6 |
| 1歳6か月児健康診査 | 88.7 | 88.8 | 93.3 | 95.0 | 95.7 | 95.5 |
| 3歳児健康診査 | 90.1 | 90.4 | 90.2 | 91.6 | 93.1 | 93.5 |

資料:川崎市「川崎市統計書」

- 乳幼児の健康診査の充実を図るとともに、母子訪問事業や母子保健教室などを通して、子育 てに不安を持つ家庭等への支援を充実します。
- 食育やアレルギー対策などの健康づくりを推進します。
- 小児救急医療体制の充実を図ります。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-------------------------------|------------------------------|--|-------|
| (1)健康診査・育児 相談・地区活動 等の充実 | ● ①乳幼児健康診査 等の充実 | 子どもの健やかな発育・発達を支援するため、乳 幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐 待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよ う、相談支援の場としての機能を充実します。 | こども本部 |
| | ②親子の交流や仲間づくりの促進 | 保健福祉センターにおいて育児不安の軽減や親子 の孤立防止のため、子育ての仲間づくりを進めま す。あわせて、多胎児や外国籍母子などの共通の 状況にある親子の交流を促進します。 | こども本部 |
| (2)訪問指導の充実 | ● ①母子訪問指導事業による全戸訪問の実施 | 新生児訪問とこんにちは赤ちゃん訪問による乳児家庭全戸訪問を実施し、情報提供を行うことで、 出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、必要な支援を行います。 | こども本部 |
| | ②対象者のニーズ に合わせた訪問 指導の充実 | 新生児・未熟児訪問、妊娠高血圧症候群予防訪問、 家族計画指導訪問、乳幼児訪問等を適切な時期に 適切な方法で実施し、個別のニーズに応じた支援 を進めます。 | こども本部 |
| | ● ③児童虐待の早期 発見・早期対応 | 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等で、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。 | こども本部 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-------------------------------------|---------------------------|---|-------|
| (3)母子保健教室 の充実 | ● ①母子保健教室の 充実 | 育児不安を持つ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室や、遊びや食生活、生活リズム等の大切さを体験学習するちびっこ健康教室を充実します。 | こども本部 |
| (4)「食育」の推進 | ● ①食育の推進 | 「食育」を地域社会全体で推進するため、保健や教育等をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習機会や情報を提供します。 | 健康福祉局 |
| | ②食と健康教室等 の充実 | 家族の健康と食生活についての基礎づくりを進めるため、食と健康教室(離乳食・幼児食教室)等の各種教室を充実します。 | 健康福祉局 |
| (5)歯科保健の充 実 | ①乳幼児歯科健診 の充実 | 生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる乳幼児期のむし歯を予防するとともに、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、健康診査と保健指導を充実します。 | 健康福祉局 |
| (6)外国人市民に 対する母子保 健サービスの 充実 | ①在日外国人母子 保健サービスの 充実 | 外国人市民の親子に対して、副読本として外国語版母子健康手帳を配布するとともに、外国籍育児教室、通訳ボランティアの派遣等による支援を充実します。 | こども本部 |
| | ①アレルギー相談 の充実 | アレルギーを持つ子どもの健康増進を図るため、 アレルギー相談を充実します。 | 健康福祉局 |
| (7)アレルギー対 策の充実 | ②ぜん息児の健康 回復・増進 | ぜん息児キャンプや水泳教室などを通じて、ぜん 息児の健康回復・増進を図ります。 | 健康福祉局 |
| | ③アレルギー疾患 に対する知識の 普及 | アレルギー予防講演会等によりアレルギー疾患に 対する正しい知識の普及に努めます。 | 健康福祉局 |
| (8)予防接種事業 の推進 | ①予防接種の正し い知識の普及・ 啓発 | 乳幼児の定期予防接種対象疾病について、正しい 知識の普及・啓発と接種勧奨による感染症の発生 及びまん延の防止を図ります。 | 健康福祉局 |
| (9)子どもの医療 | ① 小児 急病 センターの充実 | 休日や夜間における初期救急を確保するために、 休日(夜間)急患診療所や小児急病センターにお ける小児科医療の維持をはじめ、病院群輪番制に よる小児科第二次救急医療体制の確保に努めます。 | 健康福祉局 |
| 体制の充実 | ②院内保育の運営 支援 | 小児科医や看護師を確保するため、院内保育の運営を補助し、女性医師等が働きやすい職場環境づくりを支援します。 | 健康福祉局 |

3 思春期の保健対策の充実

【現状と課題】

思春期は、身体面の発達がめざましい時期であるとともに、精神面でも学校生活や友人、周囲の大人との対人関係の中で急激に成長、変化する時期でもあります。この時期の子どもは大人と子どもの両面を持っており、心や身体についてさまざまな問題が生じやすく、思春期に抱える問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼす可能性があるため、適切な対応・支援が必要です。

近年、若者の性に対するモラルの低下や性行動の低年齢化が進んでおり、川崎市の 10 代の人工妊娠中絶実施率は全国平均を上回って推移しています。

本市では、思春期の男女や保護者を対象に、思春期における心や身体の問題や性の悩み等に対する 相談支援の充実や、学校等との連携による思春期保健健康教育を実施しています。

思春期の保健については、性に関する基本的な内容を、子どもの発育・発達に応じて正しく理解させるとともに、子どもが生命の尊さを学び、自分自身や他の人を尊重していくことが重要です。また、異性との人間関係や今後直面する性についての問題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう、保健・教育・医療等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図るとともに、性教育や健康教育を推進していくことが必要です。

また、思春期の喫煙や飲酒、不登校、ひきこもり、思春期やせ症など思春期特有の心の問題も深刻 化するとともに、若者の薬物乱用なども社会問題になっていることから、保健福祉センターや精神保 健福祉センター等の関係機関による連携を強化することが必要になっています。

■ 10代の人工妊娠中絶実施率の推移

(単位:女子総合人口千対)

| 区 | 分 | 平成 10年度 | 平成 11年度 | 平成 12年度 | 平成 13年度 | 平成 14年度 | 平成 15年度 | 平成 16年度 | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 7111 | 崎市 | 11.6 | 13.2 | 14.3 | 15.3 | 14.8 | 14.4 | 12.0 | 11.0 | 9.6 | 9.0 | 7.5 |
| 全 | 国 | 9.1 | 10.6 | 12.1 | 13.0 | 12.8 | 11.9 | 10.5 | 9.4 | 8.7 | 7.8 | 7.6 |

資料:厚生労働省「保健·衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」

- 思春期の心とからだの問題や、性や性感染症に対する正しい知識の普及・啓発を図るため、 思春期の健康相談や健康教育を推進します。
- 性感染症防止に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【推進施策】 ●は重点施策

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|---------------------|----------------------------|--|----------------|
| (1)思春期保健相 | ①相談機関の周知 徹底と支援体制 の充実 | 本人や家族が相談しやすいよう、相談機関の周知徹底に努めるとともに、支援体制を充実します。 | こども本部 |
| 談等の充実 | ②関係機関相互の 連携強化 | 心の問題への対応を充実するため、保健福祉センターや精神保健福祉センター等の関係機関の連携を強化します。 | こども本部 |
| (2)思春期保健健 康教育の推進 | ● ①思春期保健健康 教育の推進 | 保健福祉センターと学校等が連携して、子どもや 保護者を対象に、性に関する健全な意識のかん養 や、性感染症、飲酒・喫煙、薬物乱用の防止に向 けた思春期保健健康教育を推進します。 | こども本部 教育委員会 |
| (3)性感染症対策 の充実 | ①性感染症につい ての知識の普及・ 啓発 | 性感染症防止のため、正しい知識等の普及・啓発 に努めます。また、エイズ相談・検査の充実を図 ります。 | 健康福祉局 |

□ラム 30日以上の長期欠席者数と不登校の児童・生徒数の割合

文部科学省の「学校教育基本調査」によると、川崎市における30日以上の長期欠席者数は、平成20年度 においては、小学生が 688 人、中学生が 1,455 人の計 2,143 人となっています。また、平成 10 年以降の 推移をみると、小学生では平成 10 年から平成 17 年まで減少していましたが、平成 17 年以降増加傾向に転 じており、中学生では平成 10 年以降、平成 16 年を除いて 1,400 人前後で推移しています。

長期欠席者数のうち、不登校による児童・生徒数の割合をみると、小学生では3割前後を占めているのに対し、 中学生では8割前後を占めており、不登校の問題が深刻になっています。

■ 30 日以上の長期欠席者数と長期欠席者数に占める不登校の児童・生徒数の割合の推移

(単位:人、%)

| 区分 | 平成 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| 小学生 | 965 | 921 | 933 | 944 | 822 | 716 | 687 | 668 | 719 | 793 | 688 |
| | (25.4) | (26.2) | (26.2) | (23.7) | (35.9) | (30.9) | (27.2) | (28.4) | (24.9) | (25.1) | (28.2) |
| 中学生 | 1,381 | 1,395 | 1,423 | 1,485 | 1,408 | 1,384 | 1,325 | 1,435 | 1,423 | 1,424 | 1,455 |
| | (76.0) | (80.1) | (78.4) | (78.1) | (82.9) | (77.7) | (81.6) | (81.5) | (83.1) | (76.3) | (79.7) |
| 合 計 | 2,346 | 2,316 | 2,356 | 2,429 | 2,230 | 2,100 | 2,012 | 2,103 | 2,142 | 2,217 | 2,143 |

資料:文部科学省「学校基本調査」

⁽注) 1. 調査期日は、各年の5月1日現在である。 2. ()内の数値は、長期欠席者数に占める不登校の児童・生徒数の割合である。

V 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

1 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的生活習慣やモラルの形成、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を身につける上で重要な役割を果たすものです。 一方で、核家族化や住民同士のつながりの希薄化など、近年、家庭をとりまく社会環境の変化により、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

本市では、各区において、家庭・地域教育学級など多様な事業の実施を通して、親の役割等、家庭教育に関する学習機会の提供や、地域における保護者のネットワークづくりの支援に取組んでいますが、今後も地域における家庭教育力向上に向け、さらなる事業の充実が求められています。

また、川崎市では、学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議や、子どもの意見を反映するための子ども会議を設置しています。地域の教育力を高めるためには、それぞれの会議の活動を活性化し、地域の教育についての課題解決に向けて取組んでいくことが重要です。

コラム 地域教育会議について

■ 目的と概要

教育に市民参加をとの目的から、学校教育、社会教育、PTA、地域団体、地域住民等で組織している。学校教育・社会教育の枠を越えて自主的・主体的に活動しながら教育における地域ネットワークを構築する。

■ 特徴

- ・住民委員は公募制をとっており、市民組織としての環境を整えることに配慮している。
- ・行政職員と住民が対等な立場で地域の教育を考える場となっている。
- ・子どもがまちづくりや教育について発言をする「子ども会議」をはじめ、子ども自身が主体的に活動し、さまざまな体験を行うことをねらいの一つとしている。
- ・組織は各行政区及び各中学校区にあり、情報交換などでゆるやかに連携している。

■ 主な事業・機能

- ・事業の企画運営-「教育を語るつどい」や「子ども会議」など、さまざまな自主活動や地域教育活動などの 支援事業
- ·調査·研究活動
- ・地域の団体サークルなどの連絡調整
- · 広報活動

- 家庭の教育力を高めるため、親の役割、家庭のあり方などを学ぶ機会を提供するとともに、 親同士の交流を進め、家庭教育の充実を図ります。
- 地域の教育力を高めるため、行政区・中学校区地域教育会議や子ども会議などの活動の活性 化を図ります。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|------------------|---|---|-------|
| | ● ①家庭・地域教育 学級の充実 | 子どもへの理解を深め、親の役割や家庭のあり方、 家庭教育に関する課題等について学ぶ機会を提供 し、親としての成長を支援するため、教育文化会館・ 市民館における家庭・地域教育学級を充実します。 | 教育委員会 |
| (1)家庭教育の充 実 | ②市民館保育活動 の実施 | 子育で期の親の学習を支援するため、保育ボラン ティアを養成し、教育文化会館・市民館主催事業 に保育を併設します。 | 教育委員会 |
| | ③ P T A や自主グ ループによる家 庭教育学級の充 実 | PTAや自主グループによる家庭教育学級の充実を通して、地域における身近な場での家庭教育支援を推進します。 | 教育委員会 |
| | ①子育て支援啓発 事業の開催 | 子育て支援に関する施策を行う関係機関と連携しながら、子育て広場などの交流イベントの開催や情報紙の発行等を通して、親同士の交流や子育てに関する情報交換を促進し、地域における子育てネットワークの構築を支援します。 | 教育委員会 |
| (2)地域の教育力 の向上 | ②市民自主学級・ 市民自主企画事 業の開催 | 教育課題も含めた、地域や社会の課題解決等を目 的とした市民からの企画提案を基に、市民と市民 館等の協働により創る市民自主学級・市民自主企 画事業を実施及び実施の過程を通して、市民の自 主的な学びと市民活動の促進を図ります。 | 教育委員会 |
| OHI | ● ③地域教育会議の 活性化 | 地域の教育に関する課題の解決に向けて、学校や 関係機関と協働して取組む、市民の自主的・主体 的な組織である行政区・中学校区地域教育会議の 活性化を図ります。 | 教育委員会 |
| | ● ④子ども会議の充 実 | 地域社会のあり方などについて、子どもと大人で 一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議 を充実し、子どもの意見を反映した地域づくりを 推進します。 | 教育委員会 |

2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援

【現状と課題】

少子高齢化や経済のグローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む 21 世紀の社会において、子ども一人ひとりが個性を発揮し活躍することができるよう、基礎的な知識や技能の習得はもとより、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力や、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力からなる「生きる力」を身につけることが求められています。生きる力を身につけるためには、幼児期から学齢期(6~15歳)及び後期中等教育期(15~18歳)にわたって、子どもの成長や発達状況に応じた教育を進めることが大切です。

川崎市における幼児教育のあり方については、平成 19 年度に「川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園(研究実践園)のあり方に関する基本方針」を決定し、その中で平成 21 年度末の市立幼稚園の廃園、私立幼稚園への期待、認定こども園の平成 22 年度の開園などを明らかにしています。今後は、私立幼稚園における幼児教育の充実に向けた支援と、本市のモデル園として開設する認定こども園での、幼保一体化の取組について研究を進めていく必要があります。

市内公立・私立学校児童生徒数の推移

(単位:人)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学生 | 63,108 | 64,017 | 65,220 | 66,369 | 67,161 | 68,061 | 68,891 | 69,710 | 70,882 | 71,576 |
| 中学生 | 29,805 | 29,373 | 28,828 | 28,412 | 28,351 | 28,858 | 29,095 | 29,801 | 30,119 | 30,815 |
| 高校生 | 23,740 | 23,206 | 22,589 | 22,222 | 22,055 | 21,560 | 21,318 | 21,258 | 21,577 | 21,775 |
| 特別支援学校 | 588 | 567 | 591 | 637 | 683 | 699 | 767 | 839 | 926 | 970 |

(注) 1. 各年5月1日現在である。 2. 特別支援学校には幼児数を含む。

資料:文部科学省「学校基本調査」

一方、学校教育においては、近年、いじめ・不登校の問題が深刻化し、これらへの対応が喫緊の課題となっています。いじめや不登校の背景としては、他者との人間関係を築くことや信頼関係を保つ能力が十分身についていないことが考えられます。子どもが成長する過程で、共に生きる大切さを知り、お互いの人権を尊重し、「共に生き」「共に育つ」心を身につけることが必要です。同時に、いじめ・不登校の子どもの居場所づくりや学校への復帰の支援など、個別に、きめ細やかで的確な対応を図ることも求められています。

また、子どもの「健やかな身体」や「確かな学力」を育成するためには、学校の教育力を高めていくことが重要です。しかし、教育現場では、教員が多忙化し、子どもと向き合う時間が充分に確保できなくなっていることや団塊の世代の退職に伴い新たに大量の教員を採用する必要が生じ、新規採用教員の育成も課題となっています。

そのような状況の中で、それぞれの学校への支援施策を充実させることに加え、地域住民やNPO 法人等の活用・協力により、教員のサポート体制を整えることや新規採用教員の資質・指導力向上の ための研修体制の充実を図り、学校の教育力を高めることが必要とされています。

子どもに関わるさまざまな課題に対応していくためには、学校教育だけでは困難であり、家庭や地域と一体となって取組む必要があります。そのためには、区における学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応を行うなど学校運営に対する支援を推進していくことが重要です。また、

各学校が、子ども一人ひとりの個性を生かし、可能性を発揮できる教育を行うために、地域や保護者のニーズを踏まえた特色ある教育活動や学校運営を展開し、地域に開かれた魅力ある学校づくりを行う必要があります。そのためには、地域や保護者の意見を学校運営等に的確に反映できる仕組みづくりを推進していくことが重要です。

さらに、子どもの障害の重度重複化、多様化に対応した、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに配慮した教育を行っていくことや、児童生徒数の増減を的確に把握し、安全で快適な教育環境を整備していくことが求められています。

近年、企業が若者の新規採用を抑制し、パートやアルバイトなどの非正規雇用を増やしてきた中で、 景気の低迷による非正規労働者の雇用環境の悪化が、若者の経済的な自立を阻む要因となっています。 このような状況において、フリーターやニートと呼ばれる若者の自立が、将来の我が国にとっても 看過できない問題として認識されるようになり、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」 が公布されました。「子ども・若者育成支援推進法」においては、青少年が自立した社会生活を営む ことができるよう、市民、関係機関・団体、行政の連携を確保し、ニート等困難を抱える若者の自立 を支援するためのネットワークを構築するとともに、自立まで継続的に支援する体制を整備すること などが求められています。今後は「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づく、若者の自立支援 に向けた取組を進めていくことが必要です。

【施策展開の方向性】

- 幼稚園教育を充実するため、私立幼稚園の振興や支援に取組みます。
- 子どもの豊かな人間性や健康な身体、確かな学力の育成を図るための取組を進めるとともに、 地域の教育資源や人材の活用、保護者の参加などにより、地域の教育力を生かした特色ある学 校づくりを推進します。
- 障害のある子どもに適切な教育的支援を行う特別支援教育や、いじめ・不登校などに対する 指導、相談機能を充実します。
- 二一ト等困難を抱える若者の自立を支援するためのネットワークの構築と支援体制の整備を 推進します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|------------------|--|---|-----------------------|
| | ①幼保一体化の研 究 | 就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるよう、本市における幼保一体化施設のモデル園としての認定こども園での研究を支援します。 | こども本部 |
| | ● ②私立幼稚園への 支援 | 私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入れや 預かり保育など子育て支援の充実に向けた支援を 行います。 | こども本部 |
| (1)幼児教育の充 実 | ③幼・保・小の連 携に向けた取組 の促進 | 幼児期から学齢期への発達の連続性を踏まえ、子 どもや保護者が安心して就学を迎え、小学校生活 を送ることができるよう、幼稚園、保育所、小学 校間の情報交換や連携の強化に向けた取組を進め ます。 | こども本部 区役所 教育委員会 |
| | ④幼児教育への支 援 | 幼児教育に携わる教職員・指導者等に向けた講座 や研修を実施することにより、幼児教育の充実を 図ります。 | こども本部 |
| | ● ①「かわさき共生・ 共育プログラム」 の実施 | 豊かな人間関係を育む「かわさき共生・共育プログラム」を実施するなど、命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、こころ豊かな子どもを育成します。 | 教育委員会 |
| (2)豊かな人間性 の育成 | ②いのち、こころ の教育の推進 | 子どもが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を 持って生きていく姿勢や、他者を尊重する姿勢を 育みます。また、豊かな人間性や社会性を育成す るとともに、善悪を判断する力、基本的なしつけ 等が身につくように家庭や地域と連携しながら、 社会のルールを守る子どもを育成します。 | 教育委員会 |
| | ③人権尊重教育の 推進 | 「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、これまで積極的に取組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるように人権尊重教育を推進します。 | 教育委員会 |
| (3)いじめ・不登校 | ● ①いじめ・不登校 等を生まない環 境づくりと早期 対応に向けた取 組 | 教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの有効な活用、適切な相談機関との連携等、相談機能を充実し、早期発見・適切な対応を図ります。 また、問題を学級担任だけで抱えこまず、組織で対応する体制づくりと、小学校と中学校の連携を推進します。 | 教育委員会 |
| への対応 | ②不登校児童生徒 等に対する相談・ 支援の充実 | 不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや 学習活動、体験活動、グループ活動等を組織的、 計画的に行う教育支援センター(適応指導教室「ゆ うゆう広場」)の充実を図ります。 また、児童相談所やNPO法人、フリースペース 等の関係機関と児童生徒の在籍校との連携により、 子どもへの多様な教育機会の提供や相談機能の充 実を図ります。 | 教育委員会 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|------------------|--|--|-------|
| (4)健やかな身体 の育成 | ● ①子どもの体力・ 運動能力の向上 | 体力測定等を行い、子どもの体力・運動能力等を 定期的に把握し、課題や対応策について専門的な 分折・検討を行います。 また、子どもが運動の楽しさを味わうことのでき る授業づくりや運動をする動機づけを行うことで、 子どもの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを 支援します。 | 教育委員会 |
| | ②学校における食育の推進 | バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の 大切さなどを理解し、将来にわたって健康にすご すための自己管理能力や望ましい食習慣を身につ けられるよう「食に対する指導」を推進します。 | 教育委員会 |
| | ● ①読み・書き・計 算等、基礎・基 本の徹底 | | 教育委員会 |
| | ②自ら学ぶ意欲、 自ら考える態度 の育成 | 子どもが、自分で考え、自ら問題を解決しようと する態度の育成を重視した教育を発達状況に応じ て行います。 | 教育委員会 |
| | ③思考力・判断力・ 表現力等を向上 させる学習指導 の充実 | 子どもの思考力・判断力・表現力等を向上させる ために、そのような力を活用する必要のある課題 や学習場面の設定を重視した教育を行います。 | 教育委員会 |
| (5)確かな学力の | ④ コミュニケー ション能力の向 上 | 好ましい人間関係づくり等が図られるよう、自分の考えをまとめて相手に分かりやすく説明することや、相手の表情を見て、相手の話を聞き理解するなど、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。 | 教育委員会 |
| 育成 | ⑤学習状況調査の 実施 | 子どもの学習状況を正しく把握し、子ども一人ひとりにあった学習方法をアドバイスし、指導方法の改善等に生かすために学習状況調査を実施します。 | 教育委員会 |
| | ⑥少人数学級等の 推進 | 学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校 1 年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校 1 年生の 1 クラスの人数を 35 人以下とするなど、よりきめ細やかな指導ができる体制づくりを推進します。 | 教育委員会 |
| | ⑦少人数指導など きめ細やかな学 習指導の推進 | | 教育委員会 |
| | ⑧私立中学校・高等学校への支援 | 教材費の補助等を通じて、特色ある教育を行って いる私立中学校及び高等学校への支援を実施しま す。 | こども本部 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|------------------------|--|---|-------|
| | ● ①各区教育担当の 学校運営支援 | 各区に設置した教育担当が、区・こども支援室と連携しながら、各区における学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応など学校運営支援を推進します。 | 教育委員会 |
| | ②地域に開かれた 学校づくりの促 進 | 学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。 | 教育委員会 |
| | ③地域の資源を活 用した教育の推 進 | 学校教育に地域の人材やNPO法人・企業を積極的に活用することや、学校支援センターによる支援により、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもに伝え、活力ある教育活動を展開します。 | 教育委員会 |
| (6)地域の教育力 を生かした特 | ④商店街や企業等 との連携による 職業体験活動(就 労体験)の推進 | 地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、また、商品や技能を活用した出前講座などを実施することを通して、子どもに社会性や望ましい職業観、勤労観等の意識を育んでいきます。 | 教育委員会 |
| を主かした特 色ある学校づ くり | ● ⑤コミュニティ・ スクールの推進 | 保護者や地域住民が校長や教職員と一体となって、 学校運営に取組むコミュニティ・スクールを各区 に設置するとともに、コミュニティ・スクールに 指定された学校の取組成果を他の学校へ波及させ ることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携 してよりよい教育の実現に取組みます。 | 教育委員会 |
| | ⑥読書のまち・か わさき関連事業 の推進 | 子どもから大人までが読書に親しむため、学校、 地域、家庭でのさまざまな読書活動に取組むこと ができる読書環境の整備を進めます。 | 教育委員会 |
| | ⑦小中連携・中高 一貫教育の推進 | 義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開を図ることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。 | 教育委員会 |
| | 8市立高等学校の 再編整備の推進 | 社会状況の変化に伴う新たなニーズに対応するため、川崎高校を中高一貫教育校とし、併せて二部制定時制課程を設置し、生徒にとっての新たな選択肢も提供できるようにするなど、市立高等学校の再編整備を推進します。 | 教育委員会 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|------------------|---------------------------------------|--|-------------------------------|
| (7)特別支援教育 の推進 | ● ①小・中・高等学 校等における特 別支援教育の推 進 | 小・中学校における特別支援教育の推進のために、 通級指導教室の拡充や巡回相談システム等の整備 及び児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援 体制を充実します。高等学校においては、校内体 制の整備や特別支援教育コーディネーターの研修 を充実します。 また、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、 ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児 童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な 教育的支援を行うために、支援体制を充実します。 | 教育委員会 |
| | ②特別支援学校に おける機能拡充 と特色ある学校 づくり | 特別支援学校は、地域の小・中学校等を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、特別支援学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めます。また、複数の障害に対応する特別支援学校の体制整備についても、検討を行います。 | 教育委員会 |
| (8)教育環境の整 | ● ①義務教育施設等 の計画的整備 | 安全で快適な教育環境を提供しながら地域資源として学校を有効活用するため、学校の適正規模・ 適正配置を踏まえて、義務教育施設等の計画的整 備を行います。 | 教育委員会 |
| (の)教育環境の差 備 | ● ②適正規模・適正 配置の検討 | 児童生徒数の増減に地域差があり、学校ごとのクラス数に差が生じてきているため、社会・地域の実情に考慮し、良好な教育環境を維持できるようにするなど、学校の適正規模・適正配置の検討を引き続き進めます。 | 教育委員会 |
| (9)若者の自立支 | ● ①子ども・若者育 成支援推進法に 基づく環境の整 備 | ニート等困難を抱える若者の自立を支援するため、 子ども・若者支援推進法に基づくネットワークの 構築と自立までの支援体制の整備を推進します。 | こども本部 ※他の所管局につい ては、今後調整 |
| 援 | ②若年者の就業支 援の実施 | 若年者の職業的自立を目指し、若者の置かれた状況に応じた個別・継続的な総合就業支援(相談、カウンセリング、研修、職業紹介等)を実施します。 | 経済労働局 |

3 遊びや体験の場の整備

【現状と課題】

近年の社会環境の変化に伴い、子どもの成長にとって大切な遊びや自然体験の機会が減少しています。その結果、子どもの体力・運動能力は低下傾向にあり、平成20年度の新体力テストの調査結果においても、男女とも全国平均を下回っています。

「子どもの意識調査結果」によると、平日の放課後や休日に過ごす場所として、小学生・中学生・ 高校生とも「自宅」と回答した人が最も多く、「公園や空き地」など外で遊んでいる子どもが少ない ことが明らかになりました。また、就学前児童の保護者・就学児童の保護者が子育てに必要なサービ スとして、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」(それぞれ 58.0%、47.3%)を最も多くあげていま した。

都市化の進展に伴い、身近な原っぱや広場などが失われ、その結果、外遊びを通じた子ども同士の 交流が減少し、ゲーム機などの普及とも相まって、屋内での遊びや一人で遊ぶ子どもが増加していま す。一方、子どもの遊び場として公園用地を確保することは年々難しくなってきています。身近な公 園についても、ボール遊び等についての規制があるなど、子どもが自由に遊べないのが現状です。

川崎市では、放課後における小学生の遊びや体験の場として、わくわくプラザをすべての市立小学校に設置するとともに、平成20年2月から「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施し、保護者の就労等によりお迎えが難しい小学生を対象に、わくわくプラザ終了後午後7時まで小学生の居場所を提供し安全を確保するなど、子どもの健全育成に努めてきました。また、全中学校区に設置されているこども文化センターは夜9時まで開館しており、中学生や高校生の居場所として利用されています。このうち7か所のこども文化センターでは、障害のある中学生や高校生の居場所として「タイムケアモデル事業」に取組んでいます。

子どもの健やかな育成のためには、遊びを通した子ども同士の交流や、自然や社会とのふれあい、 文化・芸術・スポーツ活動などの豊かな体験を積み重ねることが欠かせません。

そのためには、子どもが生き生きと安心して遊べる場の整備や、自然、文化、芸術、スポーツなどに親しみ、仲間づくりやさまざまな体験ができる機会の提供を、家庭、地域、行政が協働して進める必要があります。

■ 児童生徒の体力・運動能力(平成 20 年度平均値) 区 分 握 カ(kg) 50m走(秒) 立ち幅とび(

| 区 | 分 | | 握 力(kg) | 50m走(秒) | 立ち幅とび(m) | 長座体前屈(cm) |
|-------|----------|-----|---------|---------|----------|-----------|
| | 男 | 川崎市 | 19.83 | 8.94 | 159.67 | 36.31 |
| 小学5年生 | カ | 全 国 | 20.33 | 8.91 | 165.82 | 34.60 |
| 小子34年 | 女 | 川崎市 | 19.28 | 9.30 | 145.89 | 40.20 |
| | 女 | 全 国 | 19.59 | 9.19 | 156.19 | 38.90 |
| | 男 | 川崎市 | 35.22 | 7.76 | 204.55 | 44.57 |
| 中学3年生 | 万 | 全 国 | 35.81 | 7.53 | 213.02 | 47.13 |
| 中学3年生 | 女 | 川崎市 | 25.25 | 8.94 | 162.13 | 45.42 |
| | y y | 全 国 | 25.58 | 8.75 | 171.22 | 46.08 |

資料:川崎市教育委員会「平成20年度児童生徒新体力テスト調査報告書」

- 子どもがいきいきと遊べる場や居場所づくりを推進します。
- 自然とのふれあいや文化・芸術活動、スポーツ活動への参加の機会を提供し、子どもの体験 活動や心身の健康づくりを進めます。

【推進施策】 ●は重点施策

※所管局の()は組織改正による平成22年度以降の所管局

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|---------------------------|---------------------------------------|--|-------------|
| | ● ①こども文化セン ターの整備 | こども文化センターが、中学生や高校生の居場所 として、より利用しやすくなるよう整備を推進し ます。また、玉川・菅生・日進町こども文化センター については、老朽化に伴う建替えを推進します。 | こども本部 |
| | ②アスクルによる 利便性向上 | 放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスクルにより利用の利便性を図り、仲間づくりの促進と活動の場の提供に努めます。 | こども本部 |
| | ● ③わくわくプラザ の充実 | 放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を 提供するとともに、仲間づくりを促進するわくわ くプラザを充実します。 (平成26年度目標事業量→107ページ) | こども本部 |
| | ④子育て支援・わくカくプラザ事業の実施 | 保護者の就労等の理由により、午後6時までにお迎えが困難な場合に、午後7時まで小学生の居場所及び安全を確保するための「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施します。 | こども本部 |
| (1)子どもの遊び と健全育成の 推進 | ⑤街区公園の整備 | 子どもが歩いていける範囲に街区公園などの身近 な公園の整備を推進します。 | 環境局 (建設緑政局) |
| 推進 | ⑥大規模公園等の 整備 | 里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園や緑地づくりを推進します。 | 環境局 (建設緑政局) |
| | ⑦リフレッシュ パーク事業の推 進 | 老朽化した近隣・地区公園の整備計画を市民との 協働により策定し、新たな公園に再生するリフレッ シュパーク事業を推進します。 | 環境局 (建設緑政局) |
| | 8子ども夢パーク の充実 | 子どもが学び、遊び、つくり続ける施設であり、 子どもの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、より 広範な利用促進に努めます。 | こども本部 |
| | ⑨子どもが安全に 遊べる公園の維 持管理 | 身近なところで子どもの安心・安全な遊び場を確保するため、地域住民が主体となって維持管理する公園を増やしていきます。 | 環境局 (建設緑政局) |
| | ⑩障害のある中高 生への日中一時 支援 | 障害のある中高生の放課後や長期休暇中の余暇活動の支援を行いながら、社会に適応する日常的な訓練を行うため、障害児タイムケアモデル事業を 実施します。 | こども本部 |

※所管局の()は組織改正による平成22年度以降の所管局

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-------------------|------------------------------|--|-------------------------------|
| | ①学校における体験活動の充実 | 青少年教育施設等において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを促進します。 | 教育委員会 |
| (2)自然体験学習 | ②青少年団体宿泊 研修の充実 | 青少年の家、八ヶ岳少年自然の家における青少年 団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな 人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成に 努めます。 | こども本部 |
| 等の推進 | ③青少年科学館の 活動の充実 | 青少年科学館において、プラネタリウムによる天 文学習や、地層や植物の自然観察・科学実験など の各種学習・教室を開催します。 | 教育委員会 |
| | ④夏休み親子工作 教室の開催 | 各地域において夏休み親子工作教室を開催し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。 | 教育委員会 |
| | ①文化・芸術施設 における体験機 会の提供 | 市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園 において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに 触れ、体験する機会を提供します。 | 教育委員会 (市民・こども局) (教育委員会) |
| (2)文化,芸術活 | ● ②子どもの音楽活 動の促進 | 子どもの音楽活動を促進するため、音楽の祭典、 オーケストラ鑑賞、地域の音楽家との交流などを 推進します。 | 教育委員会 |
| (3)文化・芸術活 動の推進 | ③市立図書館の活 動の充実 | お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できる ように、市立図書館において、幼児や小学生を対 象におはなし会を開催し、子どもと本との出会い を促進します。 | 教育委員会 |
| | ④子どもの読書習 慣の醸成 | 学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や市立図書館との連携を推進し、子どもの読書習慣を育みます。 | 教育委員会 |
| (4) スポーツ活動 の推進 | ● ①総合型地域スポーツクラブの 育成 | 各区に1か所以上の総合型地域スポーツクラブの設立を目指し、未設置区における準備組織設立に向けての取組を進めるとともに、既設の総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもの健康・体力づくりや世代間交流を促進します。 | 教育委員会 (市民・こども局) |
| の作准 | ② スポーツセン ター等における 機会の提供 | 地域や関係機関との連携を強化し、スポーツセンター等において、子どもがスポーツに親しむ場やスポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。 | 教育委員会 (市民・こども局) |

■ラム わくわくプラザ

目 的:放課後や土曜・長期休業日など、利用を希望する小学 1 年生から小学 6 年生まで(私立・養護学校等に通学している子どもも利用できます。)が、わくわくプラザ室を中心に、遊びを通じて、仲間づくりを促進します。

開設時間:月~金曜日は放課後~午後6時、土曜日、春休み・夏休み・冬休みは午前8時30分~午後6時、(「子育て支援・わくわくプラザ事業」は土曜日・日曜日を除く午後6時から7時まで)

費 用:無料です。ただし、万一に備えて保険に加入します(任意)。行事などに参加する場合には、参加費 が必要になることがあります。また、希望される方には、実費でおやつを用意します。

利用方法:毎年度登録が必要です。毎年3月に事前申込み受付をします。4月以降も随時受付しますので、わくわくがででである。カくプラザに直接お問い合わせください。

VI 子どもと子育てにやさしいまちづくり

1 子育てに配慮した住宅の整備

【現状と課題】

川崎市では、人口の増加に伴って世帯数も増加していますが、世帯人員別にみると、昭和 55 年以降 1 人世帯及び2人世帯が増加しているのに対し、3 人以上の世帯はほぼ横ばい状態で推移しており、世帯の小規模化が進行しています。このうち、4 人以上の世帯は、昭和 55 年以降一貫して減少しています。

国が実施した住宅・土地統計調査によると、川崎市における1住宅あたりの平均延べ面積は、平成20年現在62.8㎡で10年前と比べて2.2㎡増えるなど、全体的に居住水準は改善されていますが、住宅の所有関係別にみると、持ち家は91.5㎡、借家は37.2㎡で、借家は持ち家の4割程度の広さとなっています。

世帯主の年齢や世帯人員別に持ち家率をみると、年齢が高くなるほど、また、世帯人員が多くなるほど、持ち家率が上昇しています。世帯主の年齢と世帯人員との関係からみると、30代から40代にかけて持ち家率が急上昇していることと、世帯人員が1人から2人以上に増えた時にも持ち家率が上昇していることから、結婚や子どもの誕生を機に持ち家を取得する人が多いことがわかります。

「ニーズ調査結果」によると、理想とする子ども数より実際の子ども数が少ない理由として「家が狭いから」と回答した人は、就学前児童の保護者が30.3%、就学児童の保護者が22.2%となっていました。居住水準は改善されているものの、若年の子育て世帯やひとり親世帯などでは十分な広さの持ち家を取得することは収入の面から難しく、民間の賃貸住宅に住まざるを得ないのが現状です。

これまで川崎市では、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給に向けた取組や子育て世帯に適した居住環境を確保するための「川崎市子育て等あんしんマンション認定制度」の創設など、子育て世帯の居住環境の向上を支援してきました。今後も、子育て世帯が快適な生活が営めるよう、さまざまな方策を検討し、子育て世帯に配慮した住宅の整備、普及を行う必要があります。また、健康に生活できるための居住環境を確保するための取組も推進することが求められています。

住宅の所有関係別1住宅あたり延べ面積

(単位: m)

| 区 分 | 全 体 | 持ち家 | 借家 | 公営住宅 | 公団·公社 | 給与住宅 | 民営借家 |
|--------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 昭和58年 | 57.2 | 89.3 | 33.0 | 41.4 | 40.1 | 49.2 | 29.0 |
| 昭和63年 | 57.3 | 90.9 | 34.9 | 45.9 | 40.4 | 47.4 | 31.6 |
| 平成 5 年 | 59.0 | 94.2 | 36.1 | 45.2 | 46.8 | 43.0 | 33.2 |
| 平成10年 | 60.6 | 93.6 | 36.8 | 46.0 | 46.3 | 46.9 | 34.1 |
| 平成15年 | 63.4 | 92.9 | 38.5 | 46.6 | 52.0 | 49.1 | 36.0 |
| 平成20年 | 62.8 | 91.5 | 37.2 | 46.7 | 52.7 | 47.6 | 34.9 |

-資料:川崎市「川崎市の住宅事情 2006」 総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」

■ 年齢別・世帯人員別持ち家率の推移

(単位:%)

| 区分 | 24歳 以下 | 25~ 29歳 | 30~ 39歳 | 40~ 49歳 | 50~ 59歳 | 60~ 64歳 | 65歳 以 上 |
|--------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 平成 5 年 | 1.3 | 4.3 | 21.5 | 48.1 | 57.1 | 65.4 | 69.0 |
| 平成10年 | 0.8 | 5.2 | 22.2 | 48.8 | 59.5 | 65.8 | 71.6 |
| 平成15年 | 1.2 | 6.4 | 27.3 | 52.9 | 60.1 | 66.2 | 69.5 |
| 平成20年 | 2.4 | 7.2 | 29.6 | 47.0 | 60.5 | 67.7 | 68.9 |

| 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 以上 | 合計 |
|------|------|------|------|----------|------|
| 10.1 | 42.4 | 50.5 | 55.8 | 72.3 | 38.8 |
| 13.2 | 46.1 | 54.9 | 60.7 | 74.8 | 41.9 |
| 19.1 | 51.1 | 59.2 | 67.3 | 76.9 | 45.5 |
| 19.4 | 56.2 | 65.6 | 73.3 | 79.8 | 46.7 |

資料:川崎市「川崎市の住宅事情 2006」

平成 20 年については、総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」を基に川崎市まちづくり局資料作成

【施策展開の方向性】

- 子育て世帯がゆとりのある住環境の中で生活ができるよう、ファミリー向け賃貸住宅の誘導や特定優良賃貸住宅等への入居を促進します。
- 子育て世帯の入居機会の拡大が図れるよう、検討を行います。
- 安全な住環境の確保に向けた啓発活動等を進めます。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|--|--------|
| (1)子育てに配慮 | ①ファミリー向け 賃貸住宅の供給 促進 | 不足しているファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住み替えを希望する高齢者持ち家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。 | まちづくり局 |
| した民間住宅 の普及推進 | ● ②子育てに配慮し たマンション等 の普及方策の検 討 | 子育て世帯に適した居住環境を確保するため、事業者や管理組合等に対し、「川崎市子育で等あんしんマンション認定制度」を普及・啓発し、子育て世帯等に配慮した民間住宅の普及に努めます。また、集会室を子育て仕様として整備した場合に、費用の助成や希望する認定マンションに子育て相談員を派遣します。 | まちづくり局 |
| (2)特定優良賃貸 住宅等の子育 て世帯の入居 促進 | ①特定優良賃貸住 宅等の子育て世 帯の入居促進 | 特定優良賃貸住宅等について、子育て世帯が利用 しやすいよう、入居機会の拡大と家主(認定事業者) への助成を通じた入居者負担の抑制を図ります。 | まちづくり局 |
| (3)市営住宅の入 居システムの 工夫 | ● ①市営住宅の入居 システムの工夫 | 子育て世帯の入居機会の拡大が図れるよう、定期 借家などについて検討を行います。 | まちづくり局 |
| (4)健康で安全な 居住環境の推 進 | ①健康リビング推 進事業の充実 | 住居内における健康上の危害の発生予防や快適で 安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供 や啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業を 充実します。 | 健康福祉局 |

2 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

安心して子育てをするためには、子ども連れであっても、安全で安心して外出できる生活環境の整備が必要です。

しかし、「ニーズ調査結果」によると、就学前児童の保護者が子育てで困ったことの理由の2番目に「交通機関や建物にエレベーターがなかったり、歩道に段差や放置自転車などがあるため、ベビーカーでの移動に不自由なこと」をあげていました。

川崎市では、「川崎市福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できるように配慮した建築物や道路等の整備を促進するとともに、鉄道駅周辺のバリアフリー化については、川崎駅や溝口駅、武蔵小杉駅など市内の主要な駅周辺地区の「バリアフリー基本構想」を策定し、これらの地区に点字ブロックを設置したり、歩道の改良など歩行空間の整備に取組んできました。また、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行されたことから、今後は、バリアフリー新法を踏まえ、子育て世帯が安心して外出できるまちづくりを推進することが求められています。

ベビーベッドや授乳コーナーなど、子育て世帯に配慮した設備については、市庁舎をはじめとした公共施設において整備を進めています。今後はこうした設備を有する施設についての情報を提供していくなどの対応も必要です。

道路交通環境においても、ベビーカーや自転車での通行が危険な道路が多いことから、生活道路に 視点を置いた安全で安心な歩行空間の確保と交通事故の削減を目指した効果的な道路の整備を推進す ることが求められています。

今後とも、「川崎市福祉のまちづくり条例」「バリアフリー基本構想」等に基づき、道路や駅周辺地区の整備を推進するとともに、市民や事業主の理解と協力を得ながら、子ども連れでも利用しやすい建築物や建物内の設備などの整備を促進し、子育て家庭に配慮したまちづくりを進めていくことが必要になっています。その際、「ニーズ調査結果」を踏まえ、民間事業者の理解と協力を求めながら、鉄道駅構内のエレベーターの設置や、駅や商業施設内の男性用トイレにおむつ交換台の設置などに重点的に取組むだけでなく、子ども連れに配慮した設備の設置を促進するための支援策を検討することも必要になっています。

□ ラ △ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の概要

■目的

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

■ 移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務及び基準適合の努力義務 等

■ 重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- ・市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に 基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施
- ・重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度等

- 「川崎市福祉のまちづくり条例」に基づき、子ども連れに配慮した公共的施設の整備を促進します。
- 妊婦や子ども連れでも安心して外出できるよう、鉄道駅舎へのエレベーター・エスカレーター の設置を進めるとともに、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置促進に向けた働きかけを行います。
- 安全で快適な道路環境の整備を推進します。

【推進施策】 ●は重点施策

※所管局の()は組織改正による平成22年度以降の所管局

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|---------------------|--------------------------------|---|-------------|
| (1)福祉のまちづ くりの推進 | ● ①福祉のまちづく りの推進 | 市民にやさしいまちづくりを進めるため、「川崎市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。 | まちづくり局 |
| (2)授乳コーナー やベビーベッ | ①授乳コーナーや ベビーベッド設 置への働きかけ | 子ども連れでも安心して外出できるよう、公共的施設における授乳コーナーやベビーベッドの設置 促進に向けた働きかけを行います。 | まちづくり局 |
| ドの設置促進 | ②子ども連れに配 慮した施設情報 の提供 | 子ども連れに配慮した設備を整備した公共的施設 をホームページや子育てマップ、周辺案内図等で 紹介する取組を進めます。 | こども本部 |
| | ● ①バリアフリーの まちづくりの推 進 | 鉄道駅を中心とした一体的なバリアフリーのまち づくりを推進します。 | まちづくり局 |
| (3)バリアフリー 化の推進 | ②歩行空間の整備 | 福祉のまちづくり条例に基づき、歩行空間の整備 等を重点的に実施します | 建設局 (建設緑政局) |
| | ③エレベーターの 設置 | 鉄道駅舎のエレベーターの設置を促進します。 | まちづくり局 |
| (4)安全で快適な | ①道路の整備 | 人の利用の安全性や快適性に配慮した道路の新設・ 改良等の道路整備を進め、交通安全対策を推進し ます。 | 建設局(建設緑政局) |
| 道路環境の整備 | ● ②総合的な交通安 全対策の推進 | 交通事故の多発している道路や歩行者等の安全な通行を確保するために緊急に対策が必要である地区について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を推進するなど、効果的な取組により死傷事故の削減に努めます。 | 建設局(建設緑政局) |

3 子どもの安全の確保

【現状と課題】

川崎市内における交通事故は、平成20年に5.138件を数えましたが、平成13年から8年連続 で減少しています。このうち、子どもが当事者となる事故発生件数は 432 件で前年より減少し、また、 負傷者数も590人で平成15年から6年連続で減少しています。

子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、また、その行動範囲も拡大することから、子どもが交 通事故に遭う危険性も増大します。「子どもの意識調査結果」においても、地域に望むこととして「安 全で安心して生活できるところ」が最も多くあげられていました。市民、関係団体、警察、行政等が 一体となって、交通事故のない安全な社会を実現することが求められています。

川崎市では、昭和46年以降交通安全基本法に基づく「川崎市交通安全計画」を5年ごと、また、 「川崎市交通安全実施計画 | を毎年度それぞれ策定し、道路交通環境の整備や交通安全思想の普及徹底、 安全運転の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実、交通事故被害者に対する支援などの 観点から施策を総合的に推進しています。

今後も、子どもの安全を確保するために、学校やPTA、そして市民一人ひとりの力で、自分たち の住むまちを安全にするという意識を常に持ち実践するとともに、子ども自身も、交通事故を未然に 防ぐための交通ルールや自転車利用のマナーを身につけるなど自分の身を守る方法を学んでおくこと が重要です。

交通事故発生状況の推移

(単位:件、人)

| | 区 分 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7 | 発生件数 | 745 | 761 | 783 | 818 | 783 | 766 | 711 | 446 | 463 | 432 |
| ナども | 死者数 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| U | 負傷者数 | 773 | 796 | 815 | 861 | 844 | 821 | 747 | 647 | 592 | 590 |
| 糸 | 総発生件数 | 7,817 | 8,425 | 8,361 | 8,123 | 7,945 | 7,390 | 7,097 | 6,257 | 5,791 | 5,138 |

(注) 1. 各年 12 月末現在である。

子どもは 15歳以下である

資料:川崎市「平成21年度川崎市交通安全実施計画付属書類」

また、子どもの安全を脅かすものとして、食品への異物混入による健康被害や食品偽装、食中毒、 残留農薬など食の安全を脅かす問題が発生しています。食品の安全性の確保に関する基本的理念を定 めた「食品安全基本法」が平成 15 年に制定され、事業者に対する指導や衛生教育、消費者への食の 安全性確保に関する知識の普及・啓発に取組んでいます。

健全な食生活を送る上で、食品の安全性について正しい知識を持ち、食品を適切に選び、取り扱う ことはとても大切なことであり、食の安全についての情報提供が求められています。

さらに、家庭内で起こる乳幼児の誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故などについても、住 環境を改善するなど保護者や周囲の大人が留意することにより大半が予防できますので、母子保健教 室等において子どもの不慮の事故を予防するための情報提供や啓発活動などの取組も必要です。

- 子どもの安全を確保するため、学校における交通安全教育や地域と連携した交通安全教室を 充実します。
- 食の安全を確保するための取組や食品等の安全性に関する情報を提供します。
- 誤飲・誤食事故による死亡やけがを未然に防止するため、保護者に対する事故予防のための 情報提供と教育を充実します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|------------------------------|---------------------------|--|----------------|
| | ①学校における交 通安全教育の実 施 | 各学校において、継続的・計画的に歩行者として のマナー及び正しい自転車の乗り方等の交通安全 教育を実施し、交通事故から身を守る意識の高揚 に努めます。 | 教育委員会 |
| (1)交通安全教育 の推進 | ②地域と連携した 交通安全教室の 充実 | 地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの 手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの 向上に向けた交通安全教室を充実します。 | 市民・こども局 |
| | ③チャイルドシー トの着用 | チャイルドシートを正しく着用するよう、子ども の安全への意識を高める啓発活動を行います。 | 市民・こども局 |
| (2)食の安全の確 保 | ①食の安全に関する情報提供 | ホームページやリーフレット等を通して、食の安全を確保するための取組や食品等の安全性に関する情報を提供します。 | 健康福祉局 |
| (3)家庭における 乳幼児の事故 の未然防止 | ①乳幼児の事故防 止に向けた啓発 | 子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策についての知識の普及・啓発に努めます。 | こども本部 健康福祉局 |

4 犯罪を防止する活動の推進

【現状と課題】

近年の少年非行等の情勢は、子どもが加害者となる悲惨な事件の発生が後を絶たず、国民に不安を与えています。

川崎市では、事件や子どもの非行を未然に防止するために、市内の市立学校等と警察担当者が児童生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会の開催や学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロールなどを実施しています。また、青少年の非行防止を図るため、青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の健全な育成環境推進事業の実施や少年補導員への支援を行い、地域における青少年の非行の防止に取組んでいます。

■ 非行少年等の検挙人員数・不良行為少年補導人員数の推移

(単位:人)

| 区分 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 非行少年等の 検挙人員数 | 1,979 | 1,919 | 1,787 | 1,911 | 1,821 | 1,645 | 1,764 | 1,512 | 1,213 | 1,318 |
| 刑法犯 | 1,845 | 1,836 | 1,726 | 1,862 | 1,782 | 1,611 | 1,736 | 1,447 | 1,179 | 1,223 |
| 特別法犯 | 134 | 83 | 61 | 49 | 39 | 34 | 28 | 65 | 34 | 95 |
| 不良行為少年 補導人員数 | 8,463 | 6,242 | 8,332 | 9,266 | 11,259 | 14,440 | 17,060 | 16,157 | 20,598 | 24,170 |

(注)特別法犯は、刑法犯以外の法令違反による検挙人員数である(交通法令違反を除く)。

資料:川崎市「川崎市統計書」

「ニーズ調査結果」において、子どもが犯罪の被害に遭ったことが"ある"と回答した人は約1割を占めていました。また、子どもの安全と安心を守るために重要なこととして、就学児童の保護者は「地域ぐるみのパトロールなど、子どもを犯罪等から守る取組」と回答した人が5割を超えており、地域における安全・安心なまちづくりに対して不安を抱いている保護者も少なくありません。

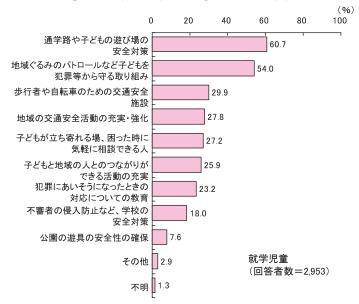
安全・安心なまちづくりを進めるうえで、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが必要です。 そのためには、市民一人ひとりが、同じ地域で生活していることを自覚し、人やまちを大切にする心 を育み、お互いに声をかけあい、協力することが重要です。

川崎市では、市民、事業者、関係団体、市、警察が一体となって地域の防犯体制を構築するため、全市及び各区に安全・安心まちづくり推進協議会を設置するとともに、川崎市安全・安心まちづくり推進協議会が「川崎市安全・安心まちづくり基本方針」を策定し、市民の防犯意識の高揚・啓発や地域自主防犯活動の推進、防犯に関する情報交換と参加団体等の連携強化など、地域ぐるみの防犯対策に取組んでいます。また、各区に警察官 OBのスクールガード・リーダーを配置するとともに、市立小学校に通うすべての子どもに防犯ブザーを配布しています。

■ 犯罪の被害に遭ったことの有無

不明 ある あいそう になったことはある 5.0% ポ学児童 (回答者数=2,953)

■ 子どもの安全と安心を守るために重要なこと



(注)上記のグラフは就学児童の保護者が対象である。

資料:川崎市「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」平成21年3月

一方、近年の情報化の進展により、携帯電話やパソコン、ゲーム機などを利用したさまざまなコミュニケーションが子どもの生活に急速に浸透しています。携帯電話やインターネットは、生活の利便性を向上させましたが、反面、子どもが有害情報にアクセスしたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる問題を引き起こしており、平成20年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」も制定されました。

「子どもの意識調査結果」によると、子どもの携帯電話の所有状況は、小学生が42.7%、中学生が72.1%、高校生が93.3%と学年が上がるにつれて高くなっています。また、パソコンの利用状況も、小学生が70.1%、中学生が79.3%、高校生が86.6%と学年が上がるにつれて高くなっており、このうち、高校生では「自分専用のものを利用している」と回答した人が2割以上を占めていました。

子どもが、携帯電話等の安全な利用法を身につけるためには、保護者が適切に情報を取捨選択する情報リテラシー能力を自ら身につけ、子どもとの話合いを通じて、子どもの携帯電話等の使用や利用に関する家庭内のルールを決めるなど、保護者に対する啓発活動も必要になっています。一方で、インターネット上におけるいじめ・犯罪の防止に向けた取組も必要です。

■ 携帯電話の所有状況

(単位:%)

| | | | | (年112.90) |
|-----|-------------|-------|--------|-----------|
| 区分 | 回答者数 (人) | 持っている | 持っていない | 無回答 |
| 小学生 | 452 | 42.7 | 50.9 | 6.4 |
| 中学生 | 333 | 72.1 | 23.1 | 4.8 |
| 高校生 | 210 | 93.3 | 2.4 | 4.3 |

資料:川崎市「川崎市子どもの意識調査報告書」平成21年3月

■ パソコンの所有状況

(単位:%)

| | | | | (+12.70) |
|----------------|---------------|------------|-------------|----------|
| 自分専用の ものを利用 | 家族と共用 して利用 | 学校等で 利用 | 利用 していない | 無回答 |
| 5.5 | 64.6 | 11.3 | 15.7 | 2.9 |
| 6.9 | 72.4 | 3.6 | 15.0 | 2.1 |
| 23.3 | 63.3 | 3.3 | 6.2 | 3.8 |

- 関係機関との連携を強化し、青少年の非行の未然防止、早期発見・早期対応につながる取組 を進めます。
- 市民・事業者・関係団体・警察及び行政が一体となって、地域社会全体で子どもの安全を見 守る体制を充実します。
- 子どもの携帯電話の安全な使用について啓発活動を推進します。また、関係機関と連携し、 インターネット問題に関する相談支援体制を充実します。

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|--------------------------|-----------------------------|--|-------|
| (1)青少年の非行 防止活動の推 進 | ①青少年の健全な 育成環境推進事 業の推進 | 神奈川県青少年保護育成条例の普及・啓発活動を推進するとともに、青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境の健全化に取組む、青少年の健全な育成環境推進事業を進めます。 また、有害図書類の陳列方法に係る立入調査を実施し、青少年をとりまく有害環境の改善に努めます。 | こども本部 |
| | ②少年補導員活動 への支援 | 少年補導員への支援を行い、地域における青少年 の健全育成、非行防止、社会環境健全化に努めます。 | こども本部 |

| 推進項目 | 施策名 | 内 容 | 所管局 |
|--|-------------------------------------|---|---------|
| (2)子どもを犯罪 等の被害から 守るための活 動の推進 | ①川崎市学校警察 連絡協議会の充 実 | 事件や子どもの非行を未然に防止するため、市立 学校等と警察が児童生徒の諸問題や健全育成につ いて定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡 協議会を充実します。 | 教育委員会 |
| | ②地域の安全・防 犯体制の取組強 化 | 子どもが事件・事故に巻き込まれることのないよう、市民・事業者・関係団体・警察との連携を確保し、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」が中心となって行っている地域の安全・防犯体制への取組を強化します。また、地域住民が子どもの安全を見守るため、地域防犯活動の拠点整備を整備します。 | 市民・こども局 |
| | ③危機管理マニュ アルに基づく安 全管理体制の強 化 | 学校における防犯対策として危機管理マニュアルに基づき、施設・設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。 | 教育委員会 |
| | ④ こども 110番 事業の推進 | 子どもが被害者となる事件や事故を未然に防止し、 地域の大人が子どもを温かく見守り、育てていく ための地域環境づくりを目的とする「こども 110 番」事業を推進します。 | こども本部 |
| | ⑤地域ぐるみの子 どもの安全対策 の推進 | 学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロールや通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など、子どもの安全を確保するためのネットワークづくりを推進します。 | 教育委員会 |
| | ⑥小学校低学年児 童の安全対策の 推進 | 市立小学校に通うすべての子どもに防犯ブザーを 配布し、犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪 被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処 方法などの指導を充実します。 | 教育委員会 |
| (3)子どもが安心 してインター ネット等を利 用できる環境 の整備 | ①啓発活動の推進 | 保護者が自ら情報活用能力を身につけることや子 どもの携帯電話の安全な使用について啓発活動を 推進します。 | 教育委員会 |
| | ● ②インターネット 問題の未然防止 | 喫緊の課題となっているネットいじめや学校裏サイトなどのインターネット問題に対して、専用窓口による対応など、PTAや警察等の関係機関と連携して、問題の未然防止に向けて取組みます。 | 教育委員会 |

〈目標事業量の設定〉

川崎市では、以下の事業について目標事業量を設定し、計画的に事業を推進します。

目標事業量設定事業の一覧

| 区 分 | | 単位 | 平成21年度実績 | 平成26年度目標事業量 | |
|-------------|-----------------------------|---------------|----------|---------------|--------|
| 基本目標2 | 認可保育所 | 認可保育所定員 | 人 | 13,605 | 18,605 |
| | | 延長保育事業 | か所 | 144 | 230 |
| | | 一時保育事業 | か所 | 24 | 39 |
| | | 休日保育事業 | か所 | 6 | 7 |
| | | 夜間保育事業 | か所 | 1 | 1 |
| | 認可外 | 家庭保育福祉員(保育ママ) | 人 | 51 | 95 |
| | 乳幼児健康支援一時預かり | | か所 | 3 | 4 |
| 基本目標3 | 地域子育て支援センター | | か所 | 37 | 51 |
| | ふれあい子育てサポート事業 | | か所 | 3 | 5 |
| | ショートステイ事業 トワイライトステイ事業 | | か所 | 1 | 5 |
| | | | 人 | 2 | 10 |
| - 基本目標 5 | 放課後児童健全育成事業 ※()内は国庫補助対象 | | か所 | 114 ※ (81) | 113 |
| 標 5 | | | 人 | 11,415 | 13,700 |

認可保育所の目標事業量については、「保育緊急5か年計画(改訂版)」に基づく整備を進め、この計画の方向性を継承して事業量を見込んでおりますが、国の保育制度改正の動向や社会経済状況、認可外保育事業を含めた保育サービスのあり方等を踏まえ、今後、第3期実行計画及び新たな保育基本計画を策定する際に改めて検証を行うこととします。

